

ご契約の手引き

定款・約款

財形年金積立保険

この冊子は、ご契約に伴う大切な事項を記載したものです。
必ずご一読いただき、大切に保管してください。

あなたの未来を強くする



もくじ

お願いとお知らせ

2

ご契約の手引き

7

約款の重要な事項ならびにご契約の取扱いについての大切なことがらをわかりやすくご説明したものです。ぜひ、ご一読ください。

説明事項ご確認のお願い

特に次の項目はぜひご確認いただきたい内容のため、必ずご一読ください。
ご不明な点がございましたら当社までお問い合わせください。

- ・ 責任開始期について…………… 15
- ・ 保険料のお払込みについて…………… 17
- ・ 保険金をお支払いできない場合について…………… 17
- ・ 解約と返戻金について…………… 18

定款

25

当社の組織と運営方法について定めたものです。

約款

32

お申し込みいただいたご契約について、ご契約からお支払いまでのいろいろな取決めを記載したものです。

お願いとお知らせ

生命保険募集人について

当社の担当者（生命保険募集人）は、保険契約締結の「媒介」を行う者で、保険契約締結の「代理権」はありません。

■ 保険契約締結の「媒介」と「代理」について

生命保険募集人が行う保険募集には保険契約締結の「媒介」と「代理」があります。

- ・ 媒介……保険契約のお申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します（生命保険募集人が保険契約のお申込みを受けただけでは保険契約は成立しません）。
- ・ 代理……生命保険募集人が保険契約のお申込みに対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

■ 当社の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと当社の保険契約の締結を媒介する者で、保険契約の締結に関する代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。また、ご契約の成立後にご契約内容の変更等をされる場合にも、当社の承諾が必要になることがあります。

相互会社制度について

本項目および次項目の「基金の状況」は、2023年8月現在のものです。
最新の内容は、当社のホームページ（<https://www.sumitomolife.co.jp>）にてご確認ください。担当者にお問い合わせください。

1 当社の組織形態

- 保険会社の組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は「相互会社」です（相互会社は保険業法により保険会社に認められた組織形態です）。相互会社には株式会社と異なり、株主が存在せず、ご契約者お一人おひとりが会社の構成員すなわち「社員」となります（ただし、剰余金の分配のない保険のみにご加入のご契約者については、当社定款の定めにより社員とはなりません）。この保険のご契約者は当社の「社員」となります。

2 総代会

- 当社は社員数が多いため、定款の定めにより、社員総会に代わるべき機関として総代会を設置し、総代会において、剰余金の処分、定款の変更、取締役の選任等を決議しています。総代会には社員の中から選出された総代にご出席いただきます。総代の定数は180名、任期は4年で、2年ごとに半数の改選を行います。総代の選出については、総代会において社員の中から選任された10名以内の委員で構成される総代候補者選考委員会が候補者を選考し、その後、候補者の推薦に関する電子公告を行うとともに、全社員に就任の可否を伺う信任投票を実施します。不信任の投票数が全社員の100分の10に満たない場合、候補者は総代として信任されます。

（総代会の傍聴制度）

- 当社では、社員の皆さまに会社経営に対する理解を深めていただくために「総代会傍聴制度」を設けており、社員の皆さまは事前に申し込むことにより総代会を傍聴することができます。申込方法等については、総代会開催前の一定期間、当社ホームページにてお知らせします。

3 社員としての権利・義務

- 社員の皆さまには、保険業法や定款の定めに基づく権利として、次のようなものがあります。
 - ・総代選出にあたっての信任投票権
 - ・一定数以上の社員による総代会の議案提案権・招集請求権
 - ・定款や約款の定めに基づく社員配当金請求権 等
- 一方、社員の義務としては次のようなものがあります。
 - ・約款の定めに基づく保険料の払込義務

4 審議員会

- 会社からの諮問事項や経営の重要事項について審議する機関として、社員または学識経験者の中から総代会の決議により選任された方で構成される審議員会を設けています。審議員会では、社員から書面により提出された経営に関するご意見も必要に応じ審議します。審議員の員数は定款の規定により25名以内となっており、会議については原則として年に2回開催しています。

5 ご契約者懇談会

- 当社では、社員の皆さまに当社の経営状況をご説明し、ご理解いただくとともに、社員の皆さまのご意見を幅広く吸収し、経営に反映させていくために、毎年、全国の支社等でご契約者懇談会を開催しています。参加申込方法等については、ご契約者懇談会開催前の一定期間、全国の支社・支部等の店頭に掲示してお知らせします。

基金の状況について

- 当社は、財務基盤の一層の充実を図るため、2023年度に500億円の基金^{(*)1}の募集を行い、基金の総額（基金償却積立金の額を含む。）は6890億円^{(*)2}となっています。
 - (*)1 「基金」とは、株式会社の資本金に該当する相互会社の担保財産として保険業法で定められているもので、これを外部から募集することにより、自己資本の充実を図ることが可能になります。基金は償却（返済）の際に同額の基金償却積立金を積み立てなければならぬため、基金償却後も募集した金額が確保されることとなります。
 - (*)2 基金の総額（基金償却積立金の額を含む。）は、基金償却積立金6390億円および2023年度に募集した基金500億円（2028年度償却予定）を合わせた額となります。

生命保険契約者保護機構について

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下「保護機構」といいます。）に加入しております。保護機構の概要は以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金のお支払いに係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等の際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています。（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（※4））
※本商品は補償対象契約となります。

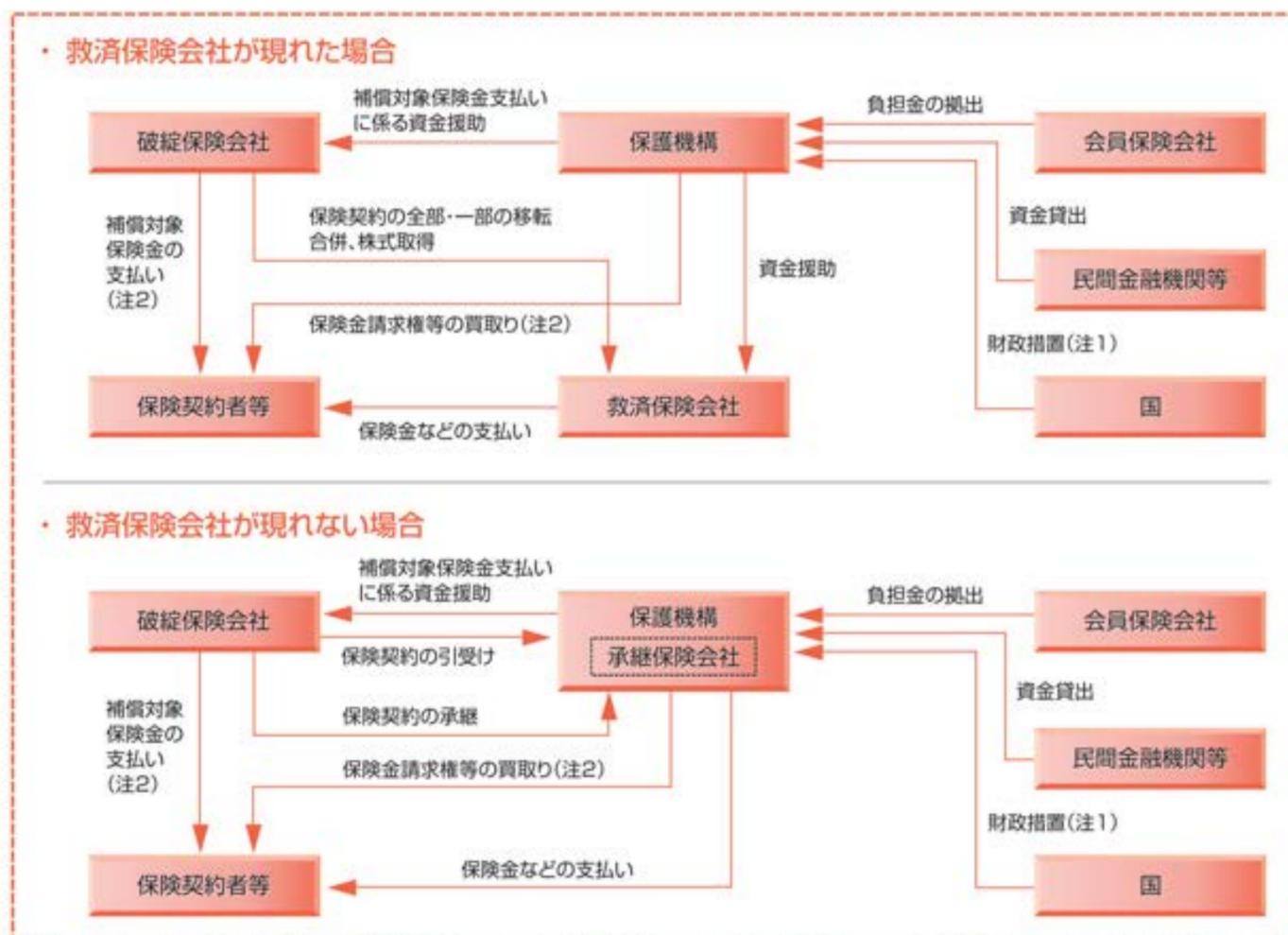
- (※1) 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です。（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります。）
- (※2) 破綻時に過去5年間で常に予定利率が金融庁長官および財務大臣の定める基準利率（注1）を超えていたご契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

$$\text{高予定利率契約の補償率} = 90\% - \{ (\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{金融庁長官および財務大臣の定める基準利率}) \text{の総和} \div 2 \}$$

- (注1) 金融庁長官および財務大臣の定める基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に定められることとなっております。現在の率については、当社または保護機構のホームページで確認できます。
- (注2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者ごとに予定利率が異なる場合には、被保険者ごとに独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者ごとに高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。
- (※3) 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金のお支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金等をいいます。（当社では責任準備金を保険料積立金と呼称しています。）
- (※4) 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

■ なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

■ 仕組みの概略図



(注1)上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2)破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金などのお支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取することを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。
(高予定利率契約については、4頁(※2)に記載の率となります。)

- 補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

生命保険会社が破綻した場合の保険契約のお取扱いに関するお問合せ先

生命保険契約者保護機構

TEL: 03-3286-2820

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

生命保険契約に関するご相談や苦情について

「一般社団法人 生命保険協会」は、保険業法に基づき「生命保険業務に関する紛争解決業務を行う者」の指定を受けた紛争解決（ADR）機関です。当社は、生命保険協会との間で紛争解決等業務に関する生命保険会社の義務等を定めた契約を締結しております。

1. 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
2. なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

ご利用にあたっては所定の手続きが必要となります。詳細につきましては、以下の協会ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/contact/index.html>

取扱いはお勤め先との協定によります

ご契約を大切にお守りするため事務の取扱いについてお勤め先と当社で協定しております。事務上のお取扱い事項はお勤め先の規程によるほか、この協定に従って運営いたします。ご契約上のお申出事項は原則お勤め先を経由ください。また当社からのご連絡なども原則としてお勤め先を経由いたします。

非課税申告書の内容（氏名、住所、勤務先、賃金の支払者、非課税限度額）に変更があった場合には、速やかに変更申込書をご提出ください。

ご契約に関する照会やご連絡の際には、契約者番号、氏名、および生年月日をお知らせください。

ご契約の手引き

もくじ

主な保険用語のご説明	8
------------	---

財形年金積立保険の特長としくみ	9
-----------------	---

1 特長	9
2 しくみ	10
3 災害死亡保険金または災害高度障害保険金、 死亡給付金または高度障害給付金のお支払いについて	12

ご契約から年金のお支払いまで	14
----------------	----

ご契約についての大切なことから	15
-----------------	----

ご契約に際して

1 責任開始期について	15
2 受取人について	15
3 金額表示の取扱いについて	15
4 生命保険会社が経営破綻した場合等の取扱い	15
5 年金・保険金などの税制上の取扱いについて	16

ご契約後について

1 保険料のお払込みについて	17
2 保険料払込みの限度額について	17
3 保険金をお支払いできない場合について	17
4 保険金などのお支払期限	18
5 解約と返戻金について	18
6 ご契約内容の変更について	18
7 申告内容の変更について	19
8 「財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書」の提出について	19
9 退職等が発生した場合の取扱いについて	20
10 海外転勤が発生した場合の取扱いについて	21
11 育児休業等取得時の非課税措置の継続について	22
12 配当金のお支払いについて	22
13 財形残高の通知について	22
14 財形持家融資制度について	22
15 保険金・給付金等のご請求に必要な書類	23
16 税制上の提出書類について	24

主な保険用語のご説明

テ 定	加 款	当社の組織と運営方法について定めたものです。			
ヤ 約	加 款	ご契約からお支払いまでのいろいろな取決めを記載したものです。			
ケ 契	ヤ 約	シ 者	シ 証		
初 年	金	シ 証	シ 書		
ケ 契	ヤ 約	シ 者	財形年金積立保険のご契約の証としてご契約者あて発行するものです。		
初 年	金	シ 証	シ 書	ご契約内容により、年金お支払いのための年金額や年金支払期間などの内容を具体的に記載したものです。	
ケ 契	ヤ 約	シ 者	保険会社と保険契約を結び、契約上のいろいろな権利（契約内容変更などの請求権）と義務（保険料支払義務）を持つ人のことをいいます。この保険の場合は勤労者財産形成促進法に定める勤労者に限ります。		
ヒ 被	ホ 保	ケ 險	シ 者	生命保険の対象として保険がつけられている人のことをいいます。この保険では、ご契約者と同一人となります。	
ウ 受	リ 取	シ 人	年金・保険金・給付金を受け取る人のことをいいます。		
初 年	金	シ 支	ハ イ 払	ビ 日	年金支払開始日およびその後の年金支払開始日の毎年の応当日をいいます。
ホ 保	ケ 險	金	キ ウ フ 給 付 金	被保険者の死亡、高度障害に該当したときに当社からお支払いするお金のことをいいます。	
ホ 保	ケ 險	リ ヨ ウ 料	ご契約者からお払い込みいただくお金のことをいいます。		
セ 責	シ 任	ケ 開	シ 始	キ 期	申し込まれたご契約の保障が開始される時期をいいます。この保険では第1回保険料相当額が賃金控除された日から保障が開始されます。
ケ 契	ヤ 約	ビ 日	保険期間の始期となる日をいい、上記の責任開始期を基準として勤務先単位で定めます。		
ケ 契	ヤ 約	初 年	イ 齢	被保険者の年齢は満年齢で計算しますが、1年未満の端数については切り捨てます。	
シ 社	イ 員	ハ 配	ト 当	金	会社の毎年の決算により生じた剰余金から、ご契約者にお支払いするものを配当金といいます。
ツ 積	貯 立	金	将来の年金などをお支払いするために、ご契約者が払い込む保険料の中から積み立てておくものをいいます。		
ヘ 返	イ 戻	金	ご契約が解約された場合などにご契約者に払い戻されるお金のことをいいます。普通保険約款別表にその金額を例示しています。		
サ 差	益	返戻金などのお支払金から払込保険料の合計を差し引いたもののことをいいます。			

財形年金積立保険の特長としくみ

1 特長

(1) この保険は、被保険者が満60歳以降の所定の年齢になられたときに、以降年金をお支払いし老後の生活安定を図るものです。

(2) **元本 385 万円**まで利子非課税の恩典が受けられます。

- 生命保険会社の財形年金は、元本預入方式（お払込保険料の合計が元本とされます。）のため、非課税枠を有効に活用できます。
- 財形としての非課税枠は、財形年金契約および財形住宅契約を通算して**550万円**を超えることはできません。
- この保険のお払込保険料は、一般の生命保険と異なり生命保険料控除の対象とはなりません。

(3) 保険料のお払込みは、財産形成非課税年金貯蓄申告書に記載の範囲内とし、これから生じる差益は、次のすべての期間にわたって非課税です。

- ・ 保険料払込期間
- ・ 据置期間
- ・ 年金受取期間

(4) 生命保険会社の財形ならではの災害保障つきです。

保険料払込期間・据置期間中に災害等により、被保険者が死亡または所定の高度障害状態になられたときは、事故発生時における払込保険料累計額の5倍相当額を、災害死亡保険金または災害高度障害保険金としてお支払いします。

(5) 保険料払込期間・据置期間中に、被保険者が死亡または所定の高度障害状態になられたときは、それらの発生時における積立金を、死亡給付金または高度障害給付金としてお支払いします。

ただし、災害死亡保険金または災害高度障害保険金が支払われる場合を除きます。

(6) 自在性に富んだ年金の活用ができます。

- ・ 保険料払込満了時に定額型・逡増型に加えて、前厚型の年金を選択できます。
- ・ 年金支払開始後、被保険者またはその配偶者が重度の障害状態等になったとき、年金の支払期間を短縮して上乘せ支給を行うことができます。
(重度の障害状態等について詳しくは普通保険約款別表 10 をご覧ください。)

2 しくみ

財形年金積立保険は、保険料額・積立方法・予定利率（積立金の計算に用いる利率）等の変更により、年金額が変動することがある確定拠出型商品です。

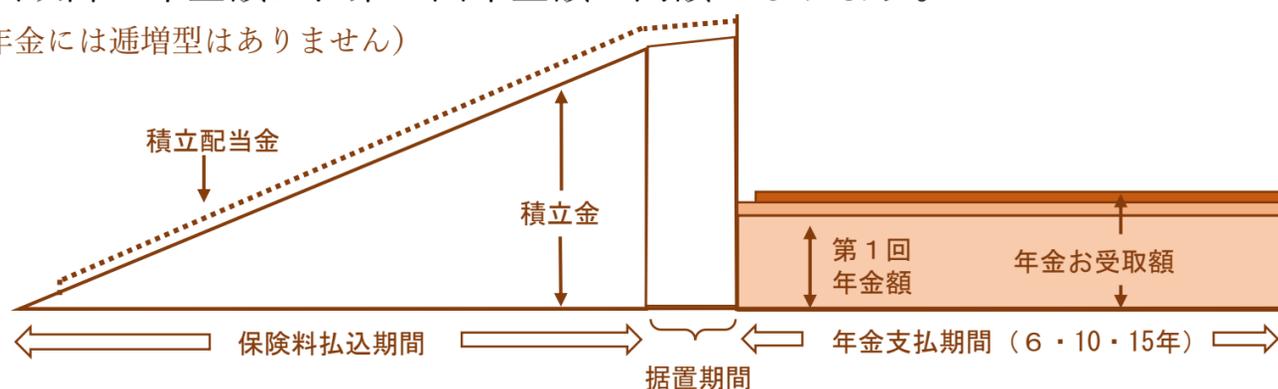
	確定年金	10年保証終身年金
年金のお支払い	被保険者が生存されている限り、所定の期間（6年、10年、15年）お支払いします。	被保険者が生存されている限り、一生お支払いします。
年金の支払日	被保険者が年金支払開始日まで生存されたときは、その日を第1回の年金支払日とし、以降毎年の応当日にお支払いします。	
第1回年金額	年金支払開始日の前日における積立金額に、所定の率を乗じた額です。	
年金のお支払中に被保険者が死亡された場合の取扱い	普通保険約款別表3に定めるとおり、年金のうちの未払年金を一時金でお支払いし、ご契約は消滅します。	死亡された時期により異なります。 ■保証期間中 普通保険約款別表2に定めるとおり、年金のうちの未払年金を一時金でお支払いし、ご契約は消滅します。 ■保証経過後 ご契約は消滅し、年金のお支払いはありません。
年金の受取人	被保険者	

確定年金のしくみ

定額型

第2回以降の年金額は、第1回年金額と同額となります。

（確定年金には通増型はありません）

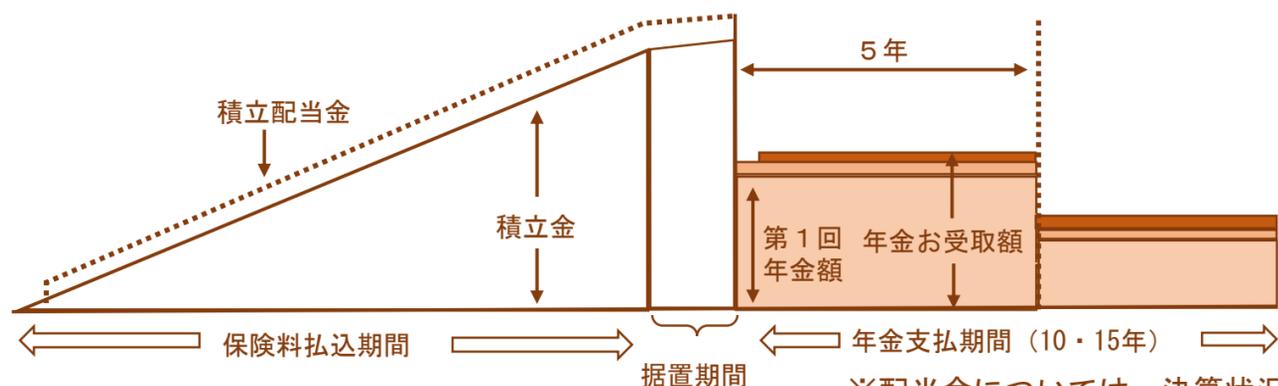


※配当金については、決算状況によってはゼロとなることもあります。

前厚型

第5回までの年金額は、第1回年金額と同額となります。
 第6回以降の年金額は、第1回年金額の50%相当額となります。
 保険料払込満了時に選択することができます。

（年金支払期間が6年のご契約については前厚型のお取扱いはありません）



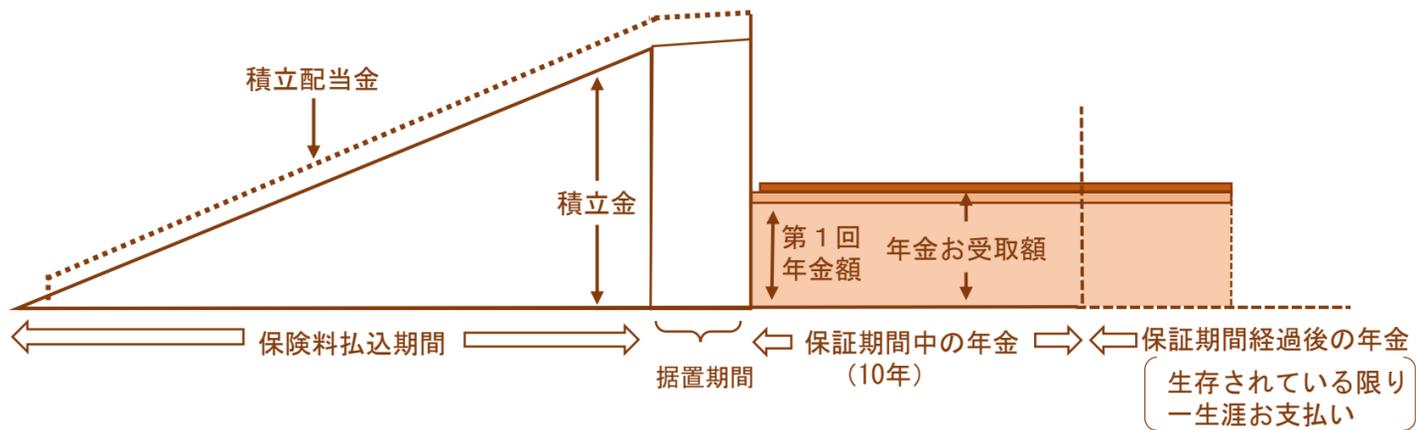
※配当金については、決算状況によってはゼロとなることもあります。

10年保証終身年金のしくみ

- 年金支払開始日後の配当金による年金
- 年金支払開始日前の積立配当金等による年金
- 年金支払開始日前の積立金による年金

定額型

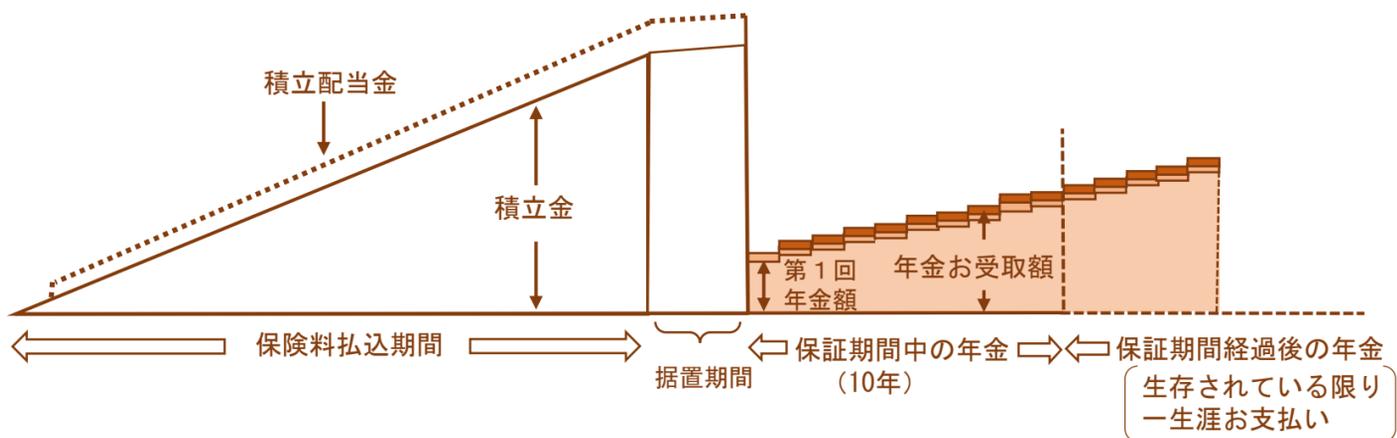
第2回以降の年金額は、第1回年金額と同額となります。



※配当金については、決算状況によってはゼロとなることもあります。

逓増型

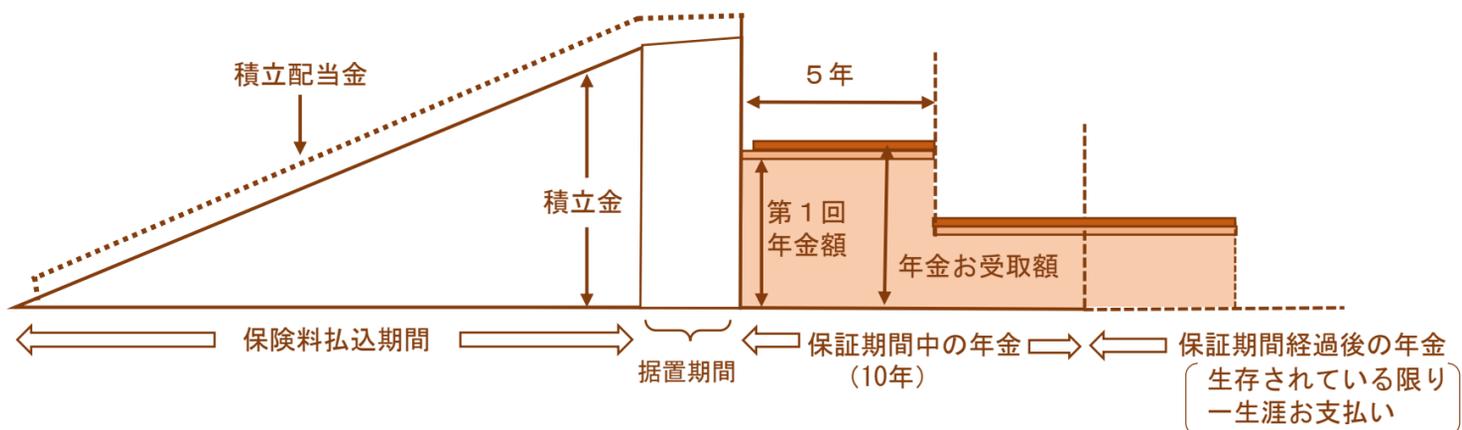
第2回以降の年金額は、前回の年金額に第1回年金額の5%相当額を加算した金額となります。



※配当金については、決算状況によってはゼロとなることもあります。

前厚型

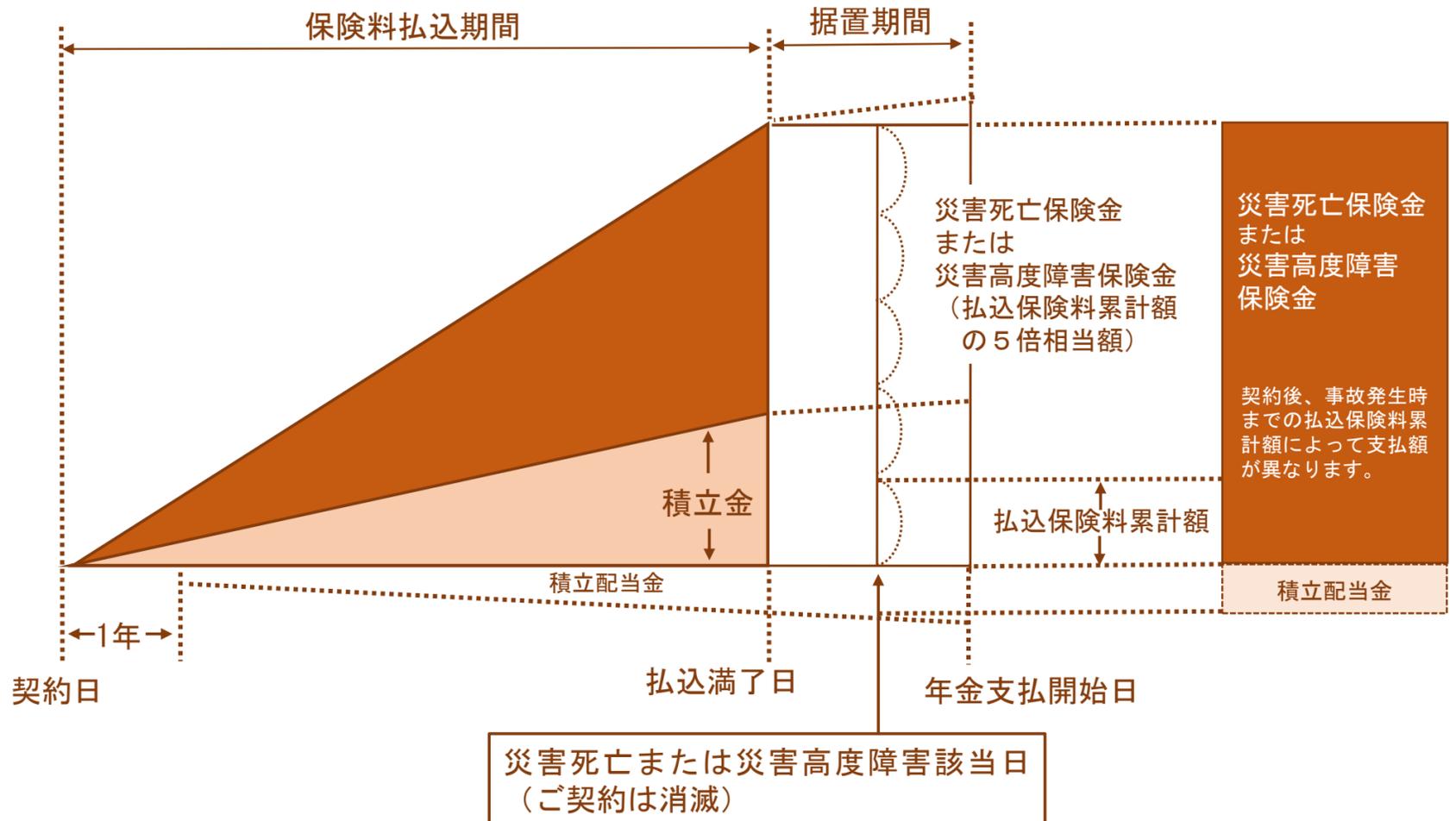
第5回までの年金額は、第1回年金額と同額となります。
 第6回以降の年金額は、第1回年金額の50%相当額となります。
 保険料払込満了時に選択することができます。



※配当金については、決算状況によってはゼロとなることもあります。

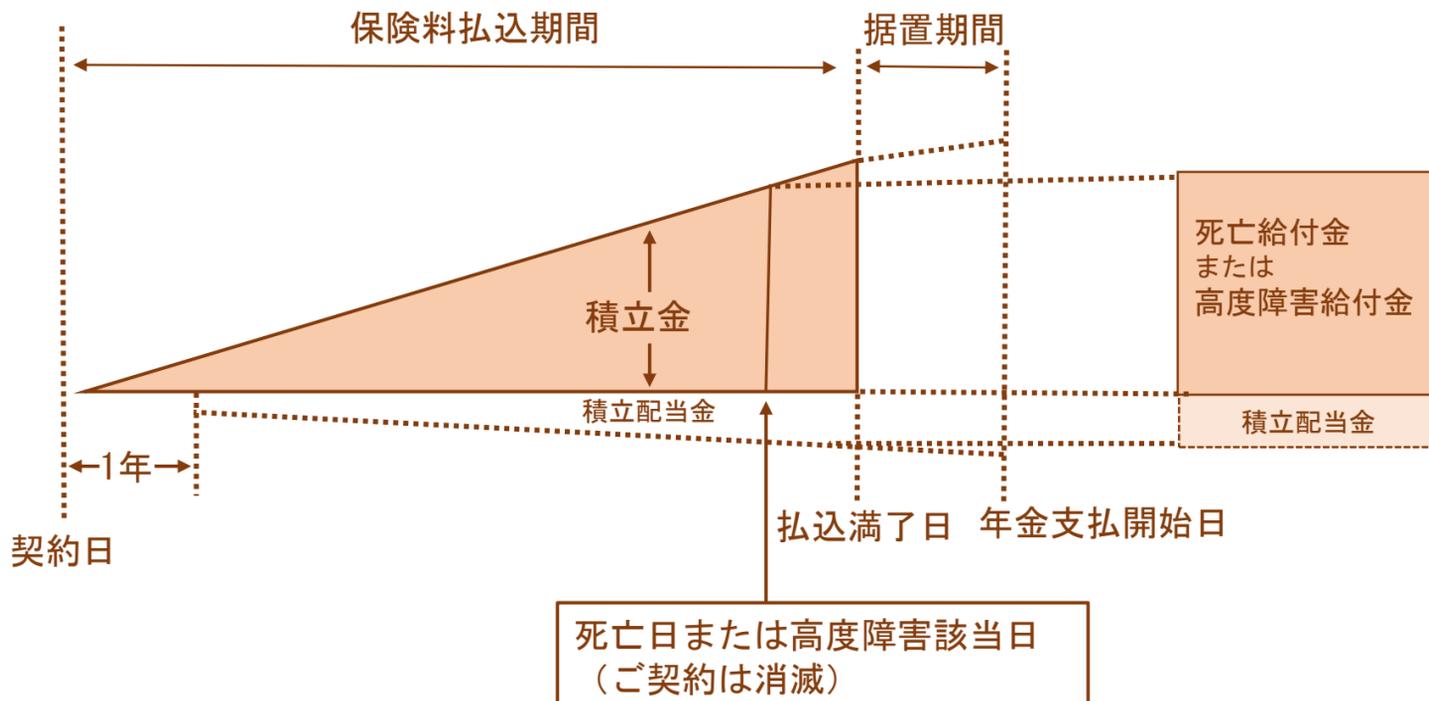
3 災害死亡保険金または災害高度障害保険金、死亡給付金または高度障害給付金のお支払いについて

災害死亡保険金または災害高度障害保険金のお支払い



※配当金については、決算状況によってはゼロとなることもあります。

死亡給付金または高度障害給付金のお支払い



※配当金については、決算状況によってはゼロとなることもあります。

お支払いする 給付金・保険金	お支払事由	お支払いする金額	受取人
災害死亡保険金	被保険者が、責任開始日以後に発生した偶発的な外来の事故を直接の原因として、その事故が発生した日から180日以内で、かつ、年金支払開始日前に死亡されたとき。	原因となった偶発的な外来の事故発生時における払込保険料累計額の5倍相当額	災害死亡保険金受取人
	被保険者が、責任開始日以後に発病した普通保険約款別表4に定める感染症を直接の原因として年金支払開始日前に死亡されたとき。	原因となった感染症の発病時（当該感染症が発病した時として、当社が認定した時をいいます。）における払込保険料累計額の5倍相当額	
災害高度障害保険金	被保険者が、責任開始日以後に発生した偶発的な外来の事故を直接の原因として、その事故が発生した日から180日以内で、かつ、年金支払開始日前に所定の高度障害状態（詳しくは普通保険約款別表5をご覧ください。）になられたとき。 （災害高度障害保険金をお受け取りになったときは、高度障害状態になられたときにさかのぼってご契約は消滅します。）	原因となった偶発的な外来の事故発生時における払込保険料累計額の5倍相当額	被保険者
死亡給付金※	被保険者が、年金支払開始日前に死亡されたとき。 ただし、災害死亡保険金が支払われる場合を除きます。	被保険者が死亡された日における積立金額	死亡給付金受取人
高度障害給付金※	被保険者が、責任開始日以後の傷害または疾病を原因として年金支払開始日前に所定の高度障害状態（詳しくは普通保険約款別表5をご覧ください。）になられたとき。 ただし、災害高度障害保険金が支払われる場合を除きます。 （高度障害給付金をお受け取りになったときは、高度障害状態になられたときにさかのぼってご契約は消滅します。）	被保険者が高度障害状態になられた日における積立金額	被保険者

※お払い込みいただいた保険料のうち一部は偶発的な外来の事故による保険金のお支払いや保険事業の運営に必要な経費に充てられるしくみになっています。
このためご契約後**67か月以内**（毎月払いのみによるお払込みの場合）の受取額は、払込保険料累計額より少ない金額になります。
（なお、予定利率の変動に伴い、記載の期間が変わることがあります。）

ご契約から年金のお支払いまで

ご契約時

年金の種類および型をお選びいただきます。

＜ご契約時の選択＞

ご契約の際、つぎの年金種類・型の中から年金のお受取方法をお選びください。

年金の種類	年金の型
10年保証終身年金	定額型・逓増型
確定年金	6年定額型・10年定額型・15年定額型

※各年金種類のしくみは、P10、P11をご確認ください。

保険料
払込満了時

保険料のお払込満了に関するご案内をお届けします。

＜払込満了時の選択＞

つぎの年金種類・型の中から年金のお受取方法を最終的に選びください。

年金の種類	年金の型
10年保証終身年金	定額型・逓増型・前厚型
確定年金	6年定額型・10年定額型・15年定額型 10年確定前厚型・15年確定前厚型

※各年金種類のしくみは、P10、P11をご確認ください。

年金支払開始日
前月

年金のお支払いに関するご案内をお届けします。

年金支払開始日

被保険者が生存されているとき第1回目の年金をお支払いし、年金証書を交付します。

ご契約についての大切なことから

ご契約に際して

1 責任開始期について

お申し込みいただいたご契約を当社がお引き受けすることに決定した場合には、ご契約者を雇用している事業主が、このご契約の第1回保険料に相当する金額をご契約者に支払う賃金から控除した日から、ご契約の責任を開始します。

2 受取人について

- (1) 年金、災害高度障害保険金、高度障害給付金の受取人は、被保険者（契約者）と同一人です。
（年金のお支払中に被保険者が死亡された場合で、未払年金があるときは、被保険者の法定相続人にお支払いします。）
- (2) 災害死亡保険金および死亡給付金の受取人は、被保険者の遺族とします。
ただし、当社への通知（法律上有効な遺言を含む）により受取人を指定、またはその指定を変更することができます。（保険事故発生後は変更できません。）

※ここにいう被保険者の遺族とは、配偶者・子・父母・孫・祖父母および兄弟姉妹（先順位の順序で記載。同一順位の受取人が複数おられる場合の受取額は均等額となります。）であって、被保険者の死亡の当時生存していた方とします。

3 金額表示の取扱いについて

普通保険約款「別表1～3、7～9」については、現在の保険料、積立金等の計算の基礎に基づいて算出した金額であり、金利水準の低下その他の著しい経済変動などこの契約の締結の際予見しえない事情の変更または財形法の改正により変動することがあります。したがって、将来のお支払額を保証するものではありません。

4 生命保険会社が経営破綻した場合等の取扱い

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

当社は、「生命保険契約者保護機構」に加入しています。「生命保険契約者保護機構」の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、「生命保険契約者保護機構」までお問い合わせください。

5 年金・保険金などの税制上の取扱いについて

受取金の税制上の取扱い

年 金	非課税です。 年金支払開始日後の被保険者死亡による一時金は 相続税 の対象となります。
解 約 返 戻 金	課税対象【一時所得】です。 解約返戻金の差益部分（解約返戻金＋積立配当金－払込保険料累計額）が一時所得となります。
災 害 死 亡 保 険 金 死 亡 給 付 金	課税対象【相続税】です。 ただし、災害死亡保険金の受取人が被保険者の法定相続人である場合には、〔500万円×法定相続人の数〕を限度として非課税扱いの特典があります。 (死亡給付金はこの特典が受けられません。)
災害高度障害保険金 高度障害給付金	非課税です。

※ 一般の生命保険とは異なり、生命保険料控除の特典はありません。 (2025年11月現在)

要件違反の場合の課税について

勤労者財産形成促進法に定める要件に違反したとき（例えば、ご契約を途中で解約されたとき等）は、次のような取扱いになります。

- (1) 年金支払開始日以前における返戻金は、**一時所得**とみなされ、課税されます。
ただし、災害等の事由が生じたことにより、税務署長の確認を受け、当該災害等の事由が生じた日から1年を経過する日までに解約される場合は、非課税となります。

<総所得に算入される一時所得の金額>

1年間（1月1日～12月31日）の一時所得総収入金額からその収入を得るために支出した金額の合計額を控除し、その残額から特別控除額（50万円限度）を控除した金額の2分の1

- (2) 年金支払開始日後における返戻金等は、次のとおり課税されます。

	年金支払開始日後	
	5年以内	5年超
すでに受け取られている年金	利子課税 (差益の20%課税※)	非課税
一時金	一時所得 ただし、10年保証終身年金の一時金、および保証期間経過後に受け取られる年金は雑所得となります。	

(2025年11月現在)

※ 2013年1月1日から2037年12月31日までの間は復興特別所得税を含めて20.315%課税

1 保険料のお払込みについて

- (1) 保険料は、お勤め先でご契約者の毎月(または毎賞与時)の賃金から控除いただいたうえ、お勤め先がご契約者に代わって直接お払い込みいただきます。
- (2) 保険料は、毎月または毎賞与時に定期的にお払い込みいただくことが必要です。
- (3) 保険料の立替のお取扱いはありません。

※賃金控除以外の方法は法律違反となり、払込みはできません。

2 保険料払込みの限度額について

非課税最高限度額が保険料払込みの限度額となります。もし、途中で非課税枠を超えることとなる場合は、その後の保険料の払込みを続けることはできません。
なお、保険料積立の中断が2年を超えると解約されたものとみなします。その場合は、課税扱いとなります。

3 保険金をお支払いできない場合について

災害死亡保険金または災害高度障害保険金のお支払事由が発生しても、次の場合には保険金をお支払いできません。

なお、この場合には、死亡給付金または、高度障害給付金をお支払いします。

- ・被保険者の故意または重大な過失による時
- ・災害死亡保険金については、その受取人の故意または重大な過失による時
- ・被保険者の犯罪行為による時
- ・被保険者の精神障害の状態を原因とする事故による時
- ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故による時
- ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故による時
- ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故による時
- ・戦争その他の変乱、地震、噴火または津波による時（ただし、その程度によっては災害死亡保険金または災害高度障害保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。）

次の場合は保険金、給付金のお支払いもできませんのでご注意ください。

- ・保険金、給付金を詐取する目的で事故を起こしたときや、ご契約者または受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなどの重大事由によりご契約が解除されたとき

さらに、次の場合はすでに払い込まれた保険料もお返しいたしません。

- ・詐欺によるものとし、ご契約が取り消されたとき
- ・災害死亡保険金または災害高度障害保険金の不法取得目的があったものとして、ご契約が無効になったとき

4 保険金などのお支払期限

保険金などのご請求があった場合、当社は請求書類が当社に到着した日（※）の翌日から起算して5営業日以内に保険金などをお支払いします。ただし、保険金などをお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合は、事前にご連絡のうえ、お支払期限を変更することがあります。

（※）請求書類が当社に到着した日とは、完備された請求書類が当社に到着した日をいいます。

5 解約と返戻金について

- （1）年金支払開始日前に限りご契約を解約することができます。
（確定年金の場合は、年金支払開始日以後も解約することができます。）
- （2）保険料をお払い込みにならない場合には、最後に保険料が払い込まれた日から起算して2年を経過する日に解約されたものとみなします。
- （3）お払い込みいただいた保険料のうち、一部は偶発的な外来の事故による保険金のお支払いや、保険事業の運営に必要な経費に充てられるしくみになっています。
このためご契約後 **67か月以内**（毎月払いのみによるお払い込みの場合）に解約されますと、返戻金は払込保険料累計額より少ない金額になります。
（なお、予定利率の変動に伴い、記載の期間が変わることがあります。）
- （4）災害等の事由により契約を解約される場合、住所地の所轄税務署の確認を受けていただくこと非課税扱いとなります。

6 ご契約内容の変更について

保険料払込期間中に限り、次のような変更をお取扱いいたします。
（普通保険約款7をご参照のうえ、お勤め先を經由してお申出ください。）

- （1）保険料の払込方法の変更
- （2）保険料額の変更
1,000円以上、100円単位で増額（または減額）することができます。

※ただし、減額の場合、減額後の第1回年金額が当社の定める金額（現行6万円）に満たないときは、減額のお取扱いはいたしません。



- （3）保険料払込期間の変更
- （4）年金支払開始日の変更
- （5）年金の種類の変更
- （6）年金の型の変更
- （7）確定年金の年金支払期間の変更

7 申告内容の変更について

- (1) 次の内容に変更が生じた場合には、必ず申告内容の変更手続きを行ってください。
- ア. 非課税の最高限度額（当社に申告されている分）
 - イ. ご契約者の氏名・住所
 - ウ. 勤務先：ご契約者の賃金の支払事務を行っている事務所・事業所等のことをいいます。
 - エ. 賃金の支払者：ご契約者の賃金の源泉徴収・納税事務を行っているところをいいます。
(給与所得者の扶養控除等申告書を提出する際に経由するところです。)

※ 9「退職等が発生した場合の取扱いについて」を、あわせてご確認ください。
※ 海外転勤の場合は、10「海外転勤が発生した場合の取扱いについて」をご確認ください。

- (2) 「財産形成年金貯蓄者の退職等申告書」（詳しくは、8-(2)をご覧ください。）を既に提出されている場合は、手続きをお取りいただく必要はありません。
- (3) お手続きにあたっては、「財産形成非課税年金貯蓄 限度額変更 異動（勤務先異動）申告書」をご提出ください。

8 「財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書」の提出について

この非課税適用確認申告書を提出されないと、年金のお支払いができなくなります！

- (1) 提出いただく時期

最後の保険料の払込期日から2か月以内にご提出ください。

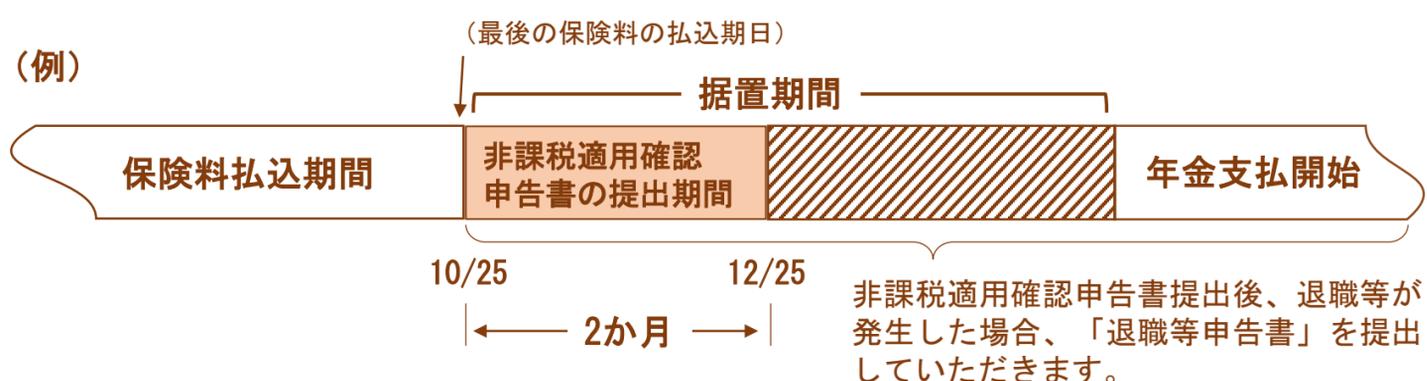
海外転勤中（「海外転勤者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書」を提出されていること。）の場合には、国内勤務になられて「海外転勤者の特別国内勤務申告書」を提出するまでに、「財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書」の提出が必要です。ただし、国内勤務になられた時点で不適格事由（10をご覧ください。）に該当される場合には、年金のお支払いができません。

(※) ご提出されなかった場合には、提出期限の翌日に解約されたものとみなします。

- (2) 「財産形成年金貯蓄者の退職等申告書」の提出について

(1) の非課税適用確認申告書を提出された以降に、退職・転任等されることとなった場合には、「財産形成年金貯蓄者の退職等申告書」をご提出ください。非課税適用確認申告書の提出後に退職等の事由が発生しても、年金支払開始日に生存されているときは年金をお支払いします。

退職等申告書をご提出後に、氏名・住所の変更があった場合、年金のお支払いに支障が生じますので必ず当社あてその旨をお申し出ください。



9 退職等が発生した場合の取扱いについて

保険料払込期間中とそれ以降（8の「財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書」の提出後）で、取扱いが異なります。

保険料払込期間中の退職等

（1）満55歳で退職し、その後の保険料払込みをされない場合

既に5年以上の払込みをされている場合、保険料払込期間を変更することで、ご契約を継続して年金のお受取りができます。

保険料払込期間満了日までに、お勤め先を通じてお申し出ください。

この場合の年金支払開始は退職時から5年後となります。

（2）満56歳以上で退職し、その後の保険料払込みをされない場合

既に5年以上の払込みをされている場合、保険料払込期間等を変更することによりご契約を継続して年金のお受取りができます。

（3）上記以外の場合

退職等された日から2年以内に転職され、次の手続きをされたときにはご契約を継続することができます。

新しいお勤め先が、当社の財形制度を採用している場合

「財産形成非課税年金貯蓄 勤務先異動申告書」を新しいお勤め先を経由して当社へご提出のうえ、保険料のお払込みを再開してください。

新しいお勤め先が財形制度を採用しているが、当社とお取引がない場合

新しいお勤め先のお取引金融機関と新たにご契約いただき「転職者等の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書」等を提出された場合、当社のご契約の解約返戻金を新たなご契約の保険料に充当し、ご契約を承継することができます。

ご契約状態によっては、継続いただけない場合がございますので、継続希望の方は当社までお問合せください。

（4）ご契約を継続することができない場合

退職日から2年以内にご契約を解約していただくこととなります。

（5）代表権または業務執行権を有する役員になられた場合

財形年金への加入資格を欠くため、事由発生日から1年以内にご契約を解約していただくこととなります。

保険料払込期間経過後（「財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書」提出後）の退職等

「財産形成年金貯蓄者の退職等申告書」をご提出ください。詳しくは、8-(2)をご確認ください。ご契約はそのまま継続できます。

（年金支払開始日に生存されているときは、年金をお支払いします。）

10 海外転勤が発生した場合の取扱いについて

保険料払込期間中とそれ以降（**8**の「財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書」の提出後）において、取扱いが異なります。

保険料払込期間中の海外転勤

- (1) 海外転勤後も、現在のお勤め先との間に雇用関係が継続している場合、ご契約を継続することができます。
ただし海外転勤期間は7年以内に限り、7年を超えた場合は、ご契約を解約していただくこととなります。
なお、海外勤務中は保険料のお払込みは中断していただきます。

(※) 海外転勤中に保険料払込期間の末日を迎えられる場合の取扱いについては、**8**-(1)をご確認ください。

(2) 手続きの方法

- ア. 出国前に「**海外転勤者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書**」をご提出ください。（提出されない場合は、不適合事由（※1）に該当します。）
イ. 国内勤務に変わられた場合には、国内勤務されることとなった日から2か月以内に、「**海外転勤者の特別国内勤務申告書**」を必ずご提出ください。
保険料のお払込みを再開していただくことができます。
（提出されない場合は、継続適用不適合事由（※2）に該当します。）

ご注意 不適合事由（※1）、継続適用不適合事由（※2）に該当した場合、該当した日から1年を経過した日に解約されたものとみなします

- (※1) 「不適合事由」とは、ご契約者が退職・転任等によりその勤務先の勤労者の資格を失った場合、または「海外転勤者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書」を提出せず海外転勤された場合、もしくは勤務先が財産形成非課税年金貯蓄の取扱いを廃止した場合等をいいます。
(※2) 「継続適用不適合事由」とは、「海外転勤者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書」を提出して海外転勤されたご契約者が、出国の日から7年以内に帰国されなかった場合、または帰国後2か月以内に「海外転勤者の特別国内勤務申告書」を提出されなかった場合等をいいます。

「財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書」提出後の海外転勤

- (1) ご契約はそのまま継続できます。
（年金支払開始日において生存されているときは、年金をお支払いします。）
- (2) 手続きの方法
出国前に「財産形成年金貯蓄者の退職等申告書」をご提出ください。
詳しくは、**8**-(2)をご覧ください。

11 育児休業等取得時の非課税措置の継続について

- (1) 育児休業等(※1)を取得する際、育児休業等開始日までに所定の申告書(※2)を提出すれば、最長で子が3歳到達日まで引き続き利子等について非課税措置の適用を受けられます。なお、育児休業等期間中の保険料の払込みは中断していただきます。
- (2) 育児休業等が終了したときは、復帰日以降最初に到来する払込日(給与支給日)に保険料の払込みを再開していただく必要があります。(払込みの再開がないときは育児休業等終了日の翌日に解約されたものとみなします。)

(※1) 産前産後休業および3歳未満の子に係る育児休業

(※2) 「育児休業等をする者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書」

12 配当金のお支払いについて

- (1) 年金支払開始日前の配当金
 - ・配当金は、ご契約後2年目からお支払いします。
 - ・年金の配当金は、所定の利率により当社に積み立てていただき、年金支払開始日まで継続した場合は年金額の増額にあてます。
 - ・年金支払開始日前にご契約が消滅したときは、ご契約者(災害死亡保険金または死亡給付金支払のときは、その受取人)にお支払いします。
 - ・年金支払開始日前に積立配当金の途中引き出しはできません。
- (2) 年金支払開始日後の配当金
 - ・配当金は、年金支払開始日後2年目からお支払いします。
 - ・毎年の配当金は、年金額の増額にあてます。
- (3) 配当金額は、それぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定しておりません。
(将来お支払いする配当金は、決算状況によってはゼロとなることもあります。)

13 積立残高の通知について

当社は、年1回以上ご契約者に「財形 積立金額等のご案内」をお送りし、積立残高をお知らせします。

14 財形持家融資制度について

この保険に加入した場合には、持家の取得に際し、独立行政法人勤労者退職金共済機構からお勤め先等を通じて、または独立行政法人住宅金融支援機構もしくは沖縄振興開発金融公庫から(公務員の場合は独立行政法人勤労者退職金共済機構から共済組合等を通じて、もしくは共済組合等から)融資が受けられます。
ただし、借入申込資格を有する場合に限りです。

お手続き等につきましてはお勤め先の財形事務担当者、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人住宅金融支援機構、沖縄振興開発金融公庫、共済組合等または財形融資業務の取扱金融機関にお問い合わせください。

なお、個人融資の場合の資格の有無の判定および貸付限度額の決定の基準となる「預貯金等の額」とは、この保険の場合、責任準備金相当額と社員配当金(これに付される利息を含みます。)の合計額をいいます。

15 保険金・給付金等のご請求に必要な書類

請求内容 必要書類	解約返戻金		第1回 年金請求	災害死亡 保険金	死亡 給付金	災害 高度障害 保険金	高度障害 給付金
	100万円 以下	100万円 超					
財形支払請求書	○	○					
第1回年金請求書			○				
本人確認書類（写し）		○ （※1）				○ （※2）	○ （※2）
契約者証（※3）	○	○	○	○	○	○	○
財形 死亡給付金・災害死亡保険金請求書				○	○		
財形 高度障害給付金・ 災害高度障害保険金請求書						○	○
戸籍謄本（写し）（※4）				○	○		
死亡診断書（写し）				○	○		
障害診断書						○	○
受傷状況報告書				○		○	
交通事故証明書（写し）（※5）				○		○	
代表選任届（※6）				○	○		
契約者のマイナンバー確認書類（写し）（※7）		○		○	○		
受取人のマイナンバー確認書類（写し）（※8）				○	○		
受取人の本人確認書類（写し）（※8）				○ （※1）	○ （※1）		

- （※1）写真あり（マイナンバーカード・運転免許証・パスポートなど）のとき、いずれか1つ
写真なし（各健康保険の資格確認書・印鑑証明書・戸籍謄本など）のとき、いずれか2つ
以下の書類は該当箇所を黒塗りのうえご提出ください。
各種資格確認書：記号、番号、枝番、保険者番号、（二次元コード）
- （※2）マイナンバーカード・運転免許証・パスポートなどの写しをご提出ください。
マイナンバーカードは氏名・住所等が記載されている表面のみご提出ください。
（ただし、ご請求金額が300万円以下のときは提出不要です）
- （※3）契約者証を紛失されている場合は提出不要です。
- （※4）契約者と受取人の戸籍謄本（死亡事実と続柄の判明するもの）をご提出ください。
受取人が配偶者以外で戸籍が改製されている場合は、改製前の戸籍謄本もご提出ください。
受取人が未成年の場合は、未成年者と親権者の戸籍謄本（親権者がいないときは、後見人就任の記事がある受取人の戸籍謄本）が必要です。
- （※5）交通事故の場合、自動車安全運転センター発行のものをご提出ください。
- （※6）同順位の受取人が2名以上の場合、ご提出ください。
- （※7）解約返戻金、災害死亡保険金、死亡給付金が100万円を超える場合、ご提出ください。
- （※8）災害死亡保険金、死亡給付金が100万円を超える場合、ご提出ください。

上記必要書類は、2025年11月現在のものです。
ご請求の内容によって、上記書類以外の書類のご提出をお願いすることがあります。

提出が必要な場合	提出書類	提出時期	備考
財形年金積立保険を契約する場合	財産形成非課税年金貯蓄申込書	_____	勤務先を経由して当社あて提出
	財産形成非課税年金貯蓄申告書	財形年金積立保険の新契約申込書を提出する時	勤務先および当社を経由して、契約者の住所地の所轄税務署長あて提出
申告した非課税扱いの最高限度額を変更する場合	財産形成非課税年金貯蓄 限度額変更申告書	_____	同上
・契約者の氏名または住所の変更があった場合 ・勤務先（賃金の支払者）の名称または所在地の変更があった場合	財産形成非課税年金貯蓄異動申告書	変更の事由が生じた時から遅滞なく	同上
契約者が、転職等により、当社の財形制度が採用されている他の勤務先へ異動した場合 (当社との契約を継続できる場合)	財産形成非課税年金貯蓄 勤務先異動申告書	元の勤務先の勤労者でなくなった日から起算して2年以内	他の勤務先および当社を経由して、契約者の住所地の所轄税務署長あて提出
契約者が、転職等により、当社の財形制度が採用されていない他の勤務先へ異動した場合 (他の金融機関の契約に承継の場合)	転職者等の財産形成非課税年金貯蓄 継続適用申告書	同上	他の勤務先および他の金融機関を経由して、契約者の住所地の所轄税務署長あて提出
保険料払込期間中に、海外転勤により出国する場合	海外転勤者の財産形成非課税年金貯蓄 継続適用申告書	出国する日まで	出国時の勤務先および当社を経由して、契約者の住所地の所轄税務署長あて提出
「海外転勤者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書」を提出した者が国内勤務することとなった場合	海外転勤者の財産形成非課税年金貯蓄 継続適用申告書 (特別国内勤務申告書)	国内勤務することとなった日から起算して2か月以内	出国時の勤務先および当社を経由して、契約者の住所地の所轄税務署長あて提出
ご契約を解約される場合	財産形成非課税年金貯蓄廃止申告書	_____	勤務先および当社を経由して、契約者の住所地の所轄税務署長あて提出
最後の保険料の払込みを行うべき日が到来した場合	財産形成年金貯蓄の非課税適用 確認申告書	最後の保険料の払込みを行うべき日から2か月以内	同上
「財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書」を提出したあと、退職、転任、その他の理由により、不適格事由に該当することとなった場合	財産形成年金貯蓄者の退職等申告書	事由が生じた時から遅滞なく	当社を経由して、契約者の住所地の所轄税務署長あて提出 この申告書を提出したあとと氏名または住所に変更があった場合には、変更後の氏名または住所およびその変更日を当社に書面で通知してください。
育児休業等を取得する際に、非課税特例措置の適用を受ける場合	育児休業等をする者の財産形成 非課税年金貯蓄継続適用申告書	育児休業等開始日まで	勤務先および当社を経由して、契約者の住所地の所轄税務署長あて提出
「育児休業等をする者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書」を提出した者が育児休業等の期間を変更する場合	育児休業等期間変更申告書	当初の育児休業等の終了日または変更後の終了日のいずれか早い日まで	同上

定款

- 「定款」は、当社の組織と運営方法を定めたものです。

[本文の見方]

本文中、「②」と表記されているものは、「第2項」と読みます。
本文中、「一」と表記されているものは、「第一号」と読みます。

- 本定款は、2025年7月現在のものです。

最新の内容は、当社のホームページにてご確認ください。担当者にお問い合わせください。

住友生命ホームページ
<https://www.sumitomolife.co.jp>

第1章 総則

第1条 (名称)

当社は、住友生命保険相互会社という。英文では、SUMITOMO LIFE INSURANCE COMPANYと表示する。

第2条 (目的)

当社は、次に掲げる業務を行うことを目的とする。

- 一 生命保険業
- 二 他の保険会社（外国保険業者を含む。）その他金融業を行う者の業務の代理または事務の代行、債務の保証その他の前号の業務に付随する業務
- 三 国債、地方債または政府保証債の売買、地方債または社債その他の債券の募集または管理の受託その他の保険業法により行うことのできる業務および保険業法以外の法律により生命保険会社が行うことのできる業務
- 四 その他前各号に掲げる業務に付帯または関連する事項

第3条 (主たる事務所の所在地)

当社は、主たる事務所（本社）を大阪市に置く。

第4条 (公告の方法)

当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 基金

第5条 (基金の総額)

当社の基金の総額（基金償却積立金の額を含む。）は6890億円とする。

第6条 (基金の拠出者の権利)

当社は、基金の拠出者に対して、基金拠出契約書の定めるところに従い、基金の償却を行う。ただし、基金の拠出者との合意により、その期日の到来前に基金の償却を行うことができる。

- ② 当社は、基金の拠出者に対して、基金拠出契約書の定めるところに従い、基金利息を支払う。

第7条 (基金の償却の方法)

当社は、基金償却積立金に充てるため、基金償却準備金を積み立てる。

- ② 基金を償却するときは、すでに積み立てられた基金償却準備金の範囲内で、取締役会の決議により行い、償却する金額と同額を基金償却準備金から基金償却積立金に振り替える。
- ③ 前2項に定める方法によるほか、総代会の決議により、第56条の処分において基金償却積立金を積み立て、これと同額の基金の償却を行うことができる。

第3章 社員

第8条 (社員)

当社と保険契約を締結した者は、剰余金の分配のない保険契約を除き、すべて社員となる。

- ② 剰余金の分配のない保険契約にかかわる保険料の総額は、全保険契約にかかわる保険料の総額の100分の20を超えないものとする。ただし、その計算方法は、保険業法施行規則第33条第3項に従うものとする。

第9条 (有限責任)

社員は、保険契約によりすでに払い込んだ保険料を超えて責任を負わない。

第10条（社員の権利義務の承継）

社員は、当会社の同意を得て、他人にその権利義務を承継させることができる。

第11条（退社した社員の権利）

退社した社員は、保険約款に定めたもののほか、当会社に対して何らの権利をもたない。

第4章 総代会

第12条（総代会の設置）

当会社は、社員総会に代わるべき機関として総代会を置く。

第13条（総代会の構成）

総代会は、社員の中から選出された総代をもって構成する。

第14条（総代の定数）

総代の定数は180名とする。

第15条（総代の任期）

総代の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、再任の場合は2期を超えることができない。

- ② 総代は、選出が行われた年の翌年の4月1日をもって就任する。ただし、第22条第3項または第24条第2項の規定により選出された総代については別途定める。

第16条（総代の欠格事由）

次に該当する場合は総代になることができない。

- 一 拘禁刑に処せられ、その執行を終わるまでまたは執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 未成年者
- 三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第17条（総代の議決権）

総代会における総代の議決権は各々1個とする。

- ② 前項の議決権は他の総代に委任して行使することができる。

第18条（総代会の議長）

総代会の議長は執行役社長とし、執行役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従って他の執行役がこれに代わる。

第19条（総代会の決議方法）

総代会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、総代の半数以上が出席し、出席した総代の議決権の過半数により行う。

第20条（定時総代会の開催）

定時総代会は、毎事業年度の最終日の翌日から4か月以内に開く。

第5章 総代の選出

第21条（総代の選出）

総代は、社員の選挙により選出する。

- ② 前項の規定にかかわらず、第25条に定める総代候補者選考委員会が決定のうえ、公告を行った次の各号に掲げる各総代候補者について、社員が行う投票（以下「信任投票」という。）により、総代を選出することができる。
- 一 総代候補者選考委員会が推薦した総代候補者
 - 二 総代候補者選考委員会が行う公募に立候補した総代候補者
- ③ 前項により総代を選出する場合は、総代の定数のうち20名を前項第2号の総代候補者から選出できるものとする。

- ④ 総代の選出は、2年毎に総代の定数の半数について行い、その時期は第23条第2項に定める基準日から4か月以内とする。ただし、第22条第3項または第24条第2項の規定により、改めて総代を選出する場合は別途その時期を定める。

第22条（信任投票）

信任投票は、個々の総代候補者について総代に選出することに同意しない社員が投票する方法によって行う。

- ② 前項に定める投票が、投票権を有する社員の数 $\frac{1}{10}$ に達しないときは、その総代候補者は総代として選出されたものとする。
- ③ 第1項に定める投票が、投票権を有する社員の数 $\frac{1}{10}$ に達した候補者がある場合は、その員数について改めて前2項の規定により総代を選出する。ただし、その員数が総代候補者の総数 $\frac{1}{10}$ を超えないときは、次の総代選出時に選出することができる。
- ④ 前項ただし書により選出された総代の任期は、直前の総代選出時に選出されたとみなした場合の残任期間とする。

第23条（選挙権または投票権）

総代の選出のための社員の有する選挙権または投票権は各々1個とする。

- ② 前項の権利については、総代の選出が行われる年の8月1日現在の社員を権利を有する社員とみなす。
- ③ 総代に選出される権利については、社員の選挙により総代の選出を行う場合においては、選出が行われる年の8月1日から選挙日まで、信任投票による場合においては、同8月1日から投票締切日まで、引き続き社員であるものが権利を有する。
- ④ 前2項の規定にかかわらず、第22条第3項または第24条第2項の規定により改めて総代を選出する場合においては、第1項および第3項の権利を有するものを確定するための基準となる日を別途定め、公告する。

第24条（総代の補欠の選出）

総代に欠員を生じても定数の半数を下回らない間は、第21条第4項に定める2年毎の総代選出時まで補欠の選出を行わない。

- ② 前項の規定にかかわらず、必要があるときは補欠の選出を行うことができる。
- ③ 補欠として選出された総代の任期は、前任者の残任期間とする。

第25条（総代候補者選考委員会）

当会社に、総代候補者選考委員会を置くことができる。

- ② 総代候補者選考委員会は、総代会において社員の中から選任された10名以内の総代候補者選考委員をもって構成する。
- ③ 総代候補者選考委員会は、第21条第2項各号に定める総代候補者の決定および公告を行うほか、信任投票の管理を行う。

第26条（総代候補者選考委員の任期）

総代候補者選考委員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会終結の時までとし、重任を妨げない。ただし、重任の場合は原則として2期を超えることができない。

- ② 補欠または増員により選任された総代候補者選考委員の任期は、他の現任総代候補者選考委員の任期の満了する時までとする。

第27条（総代選出細則）

総代の選出に関する細則は別に定める。

- ② 前項の細則の変更は総代会において行う。

第6章 審議員会

第28条（審議員会）

当会社に、経営の適正を期するため、審議員会を置く。

- ② 審議員会は、総代会において、社員の中から選任された25名以内の審議員をもって構成する。ただし、総代会の選任した学識経験者をこれに含めることができる。
- ③ 審議員会は、当会社から諮問を受けた事項のほか、経営の重要事項について審議を行ったうえ意見を具申し、または社員から書面をもって当会社に提出された経営に関する意見を必要に応じ審議する。
- ④ 審議員会で審議した事項については、次の総代会に報告するものとする。

第29条（審議員の任期）

審議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会終結の時までとし、重任を妨げない。ただし、重任の場合は原則として4期を超えることができない。

- ② 補欠または増員により選任された審議員の任期は、他の現任審議員の任期の満了する時までとする。

第30条（審議員会細則）

審議員会に関する細則は別に定める。

- ② 前項の細則の変更は総代会において行う。

第7章 取締役および取締役会

第31条（取締役の員数）

当社の取締役は15名以内とする。

- ② 取締役のうち、社外取締役を2名以上置くものとする。

第32条（取締役の選任）

取締役は、総代会において選任する。

第33条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会終結の時までとする。

第34条（取締役の補欠選任）

取締役に欠員を生じて、法定の員数を欠かないときは、補欠選任を行わないことができる。

第35条（取締役会の設置）

当社は、取締役会を置く。

第36条（取締役会）

取締役会は取締役をもって構成する。

- ② 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第37条（取締役会の招集）

取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日から3日前までに発する。ただし緊急の必要がある場合はこれを短縮することができる。

第38条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

- ② 当社は、保険業法第53条の16の規定において準用する会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第39条（役付取締役）

取締役会は、その決議によって取締役の中から会長および副会長各1名を定めることができる。

第40条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、報酬委員会において定める。

第41条（取締役の責任免除）

当社は、保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締

役等を除く。)との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第425条第1項第1号に掲げる額に限定する契約を締結することができる。

第8章 指名委員会、監査委員会および報酬委員会

第42条 (委員会の設置)

当社は、指名委員会、監査委員会および報酬委員会の各委員会を置く。

第43条 (員数および選定)

各委員会は、取締役会が取締役の中から選定した3名以上の委員で構成する。ただし、その過半数は社外取締役とする。

② 各委員会の委員長は、取締役会の決議によって選定する。

第44条 (各委員会の規程)

各委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める各委員会の規程による。

第9章 執行役

第45条 (執行役の員数)

当社の執行役は30名以内とする。

第46条 (執行役の選任)

執行役は、取締役会の決議によりこれを選任する。

第47条 (執行役の任期)

執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。

第48条 (代表執行役等)

代表執行役は、取締役会の決議によりこれを定める。

② 取締役会は、その決議によって執行役の中から執行役社長1名ならびに執行役副社長、執行役専務および執行役常務を各々若干名定めることができる。

第49条 (執行役規程)

執行役に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める執行役規程による。

第50条 (執行役の報酬等)

執行役の報酬等は、報酬委員会において定める。

第51条 (執行役の責任免除)

当社は、保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる執行役(執行役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第10章 会計監査人

第52条 (会計監査人の設置)

当社は、会計監査人を置く。

第53条 (会計監査人の選任)

会計監査人は、総代会において選任する。

第54条 (会計監査人の任期)

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結の時までと

する。

- ② 会計監査人は、前項の定時総代会において別段の決議がされなかったときは、当該定時総代会において再任されたものとみなす。

第11章 計算

第55条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第56条（剰余金の処分）

決算において生じた剰余金は、基金利息を控除した後、基金償却積立金、損失てん補準備金、基金償却準備金、社員配当準備金、社員配当平衡積立金に積み立て、その残額を適宜別途積立金その他として処分することができる。

- ② 前項において社員配当準備金および社員配当平衡積立金に積み立てる金額は、保険業法施行規則第30条の4で定める金額の100分の20以上とする。

第57条（社員配当）

社員配当準備金は、保険約款に定めた方法に従ってこれを配当する。ただし、その全部または一部を次年度に繰り越すことができる。

第58条（損失のてん補）

決算において不足を生じたときは、別途積立金、その他の積立金、社員配当平衡積立金、社員配当準備金、基金償却準備金、損失てん補準備金、基金償却積立金の順序でてん補することができる。

第12章 補則

第59条（定款の変更）

本定款の変更は、総代の半数以上が出席した総代会において、出席した総代の議決権の4分の3以上の多数により決する。

附則

第1条（監査役の実任免除に関する経過措置）

当社は、平成27年定時総代会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第2条（2023年度の基金の拠出者の権利に関する事項）

2023年度の基金の拠出者については、第6条第1項の基金の償却を5年以内に行う。

- ② 本条は、前項の基金の償却の時をもって削除される。

約款

- 「約款」は、ご契約者と保険会社との契約内容を記載したものです。

[本文の見方]

本文中、「①」と表記されているものは、「第1項」と読みます。
本文中、「1」と表記されているものは、「第1号」と読みます。

- 本約款は、2021年3月現在のものです。

最新の内容は、当社のホームページにてご確認いただくか、担当者にお問い合わせください。
ただし、約款はご契約時の内容が適用されますのでご注意ください。

住友生命ホームページ

<https://www.sumitomolife.co.jp>

この保険の趣旨

この保険は勤労者財産形成促進法（以下「財形法」といいます。）に基づく勤労者財産形成年金貯蓄契約専用のものであり、年金を支払って勤労者の老後の生活の安定をはかるほか、年金支払開始日前に勤労者が死亡または所定の高度障害状態に該当したときは所定の給付を行って家族の生活保障に資することを目的とした保険です。なお、この保険は、税制上一般の生命保険の場合と異なり、その保険料は生命保険料控除の対象になりませんが、勤労者財産形成年金貯蓄契約として税法が定める優遇措置を受けることができます。

1. 総則

第1条（保険契約関係者）

- ① 保険契約者は、保険契約締結の際、財形法に規定する勤労者とします。
- ② 被保険者は保険契約者と同一人とします。
- ③ 年金、災害高度障害保険金および高度障害給付金の受取人は被保険者とし、被保険者以外の者に変更することはできません。
- ④ 災害死亡保険金および死亡給付金の受取人は死亡給付金受取人とし、その死亡給付金受取人は第29条（死亡給付金受取人）に規定する者とします。ただし、保険契約者は、第30条（当会社への通知による死亡給付金受取人の変更）および第31条（遺言による死亡給付金受取人の変更）の規定により、死亡給付金受取人を変更することができます。

第2条（用語の意義）

この普通保険約款において使用される次の各号の用語の意義は、それぞれ、次のとおりとします。

1. 「積立金額」
「積立金額」とは、この保険契約のために当会社が積み立てた責任準備金相当額をいいます。
2. 「第1回年金額」
「第1回年金額」とは、年金支払開始日の前日における積立金額に別表1に定める割合を乗じて得た額とします。
3. 「年金支払開始日」
「年金支払開始日」とは、被保険者の年齢が年金支払開始年齢に到達する契約日の年単位の応当日をいいます。
4. 「年金支払日」
「年金支払日」とは、第1回の年金については年金支払開始日をいい、第2回以後の年金については、年金支払開始日の毎年の応当日をいいます。

第3条（年金の種類）

年金の種類は次のとおりとし、保険契約締結の際、保険契約者が指定するものとします。

1. 10年保証終身年金
2. 確定年金

第4条（年金の型）

年金の型は次のとおりとし、保険契約締結の際、保険契約者が指定するものとします。ただし、年金の種類が確定年金のときは第2号の定額型とします。

1. 逓増型
第1回の年金額は第1回年金額と同額とし、第2回以後の年金額は、前回の年金額に第1回年金額の5%相当額を加算した金額とします。
2. 定額型
各回の年金額は第1回年金額と同額とします。

2. 年金、保険金、給付金の支払い

第5条（年金、保険金、給付金の支払い）

- ① 年金、災害死亡保険金、災害高度障害保険金、死亡給付金、高度障害給付金の支払いは次のとおりとします。

名称	支払事由	支払額	受取人	免責事由
年金	10年保証終身年金	1. 逓増型の場合 (ア)第1回の年金額は第1回年金額と同額 (イ)第2回以後の年金額は前回の年金額に第1回年金額の5%相当額を加算した金額 2. 定額型の場合 第1回年金額と同額	被保険者	—
	被保険者が、年金支払日に生存しているとき			
	被保険者が、年金支払開始日以後第10回年金支払日前に死亡したとき	別表2に定める、第10回までの年金のうちの未払年金の現価	被保険者の法定相続人	
	確定年金			
災害死亡保険金	被保険者が、年金支払期間中の年金支払日に生存しているとき	第1回年金額と同額	被保険者	次のいずれかにより、被保険者が死亡したとき 1. 被保険者の故意または重大な過失 2. 死亡給付金受取人の故意または重大な過失 3. 被保険者の犯罪行為 4. 被保険者の精神障害を原因とする事故 5. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 6. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 7. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 8. 地震、噴火または津波 9. 戦争その他の変乱
	被保険者が、年金支払開始日以後年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき	別表3に定める、年金のうちの未払年金の現価	被保険者の法定相続人	
災害高度障害保険金	被保険者が、責任開始時以後に発生した偶発的な外来の事故を直接の原因として、その事故が発生した日から起算して180日以内で、かつ、年金支払開始日前に死亡したとき	原因となった偶発的な外来の事故の発生時における保険料累計額の5倍相当額	死亡給付金受取人	次のいずれかにより、被保険者が高度障害状態に該当したとき 1. 被保険者の故意または重大な過失 2. 被保険者の犯罪行為 3. 被保険者の精神障害を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 7. 地震、噴火または津波 8. 戦争その他の変乱
	被保険者が、責任開始時以後に発生した偶発的な外来の事故を直接の原因として、その事故が発生した日から起算して180日以内で、かつ、年金支払開始日前に、別表5に定める高度障害状態（以下「高度障害状態」といいます。）に該当したとき。この場合、責任開始時前に既にあった障害状態に責任開始時以後に発生した偶発的な外来の事故を直接の原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。	原因となった偶発的な外来の事故の発生時における保険料累計額の5倍相当額	被保険者	

名称	支払事由	支払額	受取人	免責事由
死亡給付金	被保険者が、年金支払開始日前に死亡したとき。ただし、災害死亡保険金が支払われる場合を除きます。	被保険者が死亡した日における積立金額	死亡給付金受取人	—
高度障害給付金	被保険者が、責任開始時以後の傷害または疾病を原因として年金支払開始日前に高度障害状態に該当したとき。この場合、責任開始時に既にあった障害状態に責任開始時以後の傷害または疾病（責任開始時に既にあった障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。ただし、災害高度障害保険金が支払われる場合を除きます。	被保険者が高度障害状態に該当した日における積立金額	被保険者	—

- ② 災害死亡保険金および災害高度障害保険金の支払額の基準となる保険料累計額とは、死亡または高度障害状態の原因となった偶発的な外来の事故の発生時または疾病の発病時までに、この保険契約の保険料として当会社に払い込まれた金額の合計額をいいます。ただし、第1回保険料については当該原因の発生時後または発病時後に当会社に払い込まれた場合であっても、当該原因の発生時前または発病時前に払い込まれたものとみなして取り扱います。
- ③ 災害死亡保険金が支払われる場合で、死亡の原因となった偶発的な外来の事故の発生時後または疾病の発病時後、当該死亡時までに第2回以後の保険料が当会社に払い込まれたときは、死亡時における積立金額のうち、その保険料に対応する部分の金額を、災害死亡保険金とともに支払います。災害高度障害保険金が支払われる場合についても、同様とします。
- ④ 被保険者の生死が不明の場合でも、当社が死亡したものと認めたときは、被保険者が死亡したときに準じて取り扱います。
- ⑤ 災害死亡保険金または死亡給付金を支払う前に災害高度障害保険金または高度障害給付金の支払請求を受け、災害高度障害保険金または高度障害給付金が支払われるときは、当社は、災害死亡保険金および死亡給付金を支払いません。
- ⑥ 災害死亡保険金または死亡給付金が支払われた場合には、その支払い後に災害高度障害保険金または高度障害給付金の支払請求を受けても、当社はこれを支払いません。
- ⑦ 死亡給付金受取人が故意または重大な過失によって被保険者を死亡させ、災害死亡保険金の支払事由が発生した場合、その受取人が災害死亡保険金の一部の受取人であるときは、当社は、その受取人が受け取るべき金額のみを免責とし、災害死亡保険金の残額をその他の死亡給付金受取人に支払います。
- ⑧ 第1項の規定にかかわらず、被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態に該当した場合で、その原因により死亡または高度障害状態に該当した者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときは、当社はその程度によって、災害死亡保険金または災害高度障害保険金の全額を支払い、または当社の定めるところにより、その金額を削減して支払います。
- ⑨ 災害高度障害保険金または高度障害給付金が支払われた場合には、被保険者が高度障害状態に該当した時から保険契約は消滅したものとします。

第6条（年金証書の発行）

当社は、第1回の年金を支払う際に、年金証書を被保険者に発行します。

第7条（年金、保険金、給付金の請求手続き）

- ① この保険契約の年金、保険金（災害死亡保険金、災害高度障害保険金をいいます。以下同じ。）または給付金（死亡給付金、高度障害給付金をいいます。以下同じ。）の支払事由が生じたときは、年金、保険金または給付金の受取人は遅滞なく当社に通知してください。
- ② 支払事由が生じた年金、保険金または給付金の受取人は、すみやかに別表6に定める必要書類を提出して年金、保

険金または給付金を請求してください。

第8条（年金、保険金または給付金の支払いの時期および場所）

- ① 年金、保険金または給付金は、前条第2項の必要書類（必要事項が完備されていることを要します。）が当会社に到着した日（以下「請求日」といいます。）の翌日から起算して5営業日以内に、当会社の本社で支払います。
- ② 年金、保険金または給付金を支払うために確認が必要な次表の各号に掲げる場合において、この保険契約の締結時から年金、保険金または給付金の請求時まで当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（当会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、年金、保険金または給付金の支払期限は、請求日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認が必要な事項
1. 年金、保険金または給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	第5条（年金、保険金、給付金の支払い）に定める支払事由発生の有無
2. 保険金支払いの免責事由に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生した原因
3. 第29条（死亡給付金受取人）第3項、第30条（当会社への通知による死亡給付金受取人の変更）第4項または第31条（遺言による死亡給付金受取人の変更）第3項に該当する可能性がある場合	被保険者が死亡した原因
4. 告知義務違反に該当する可能性がある場合	当会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
5. この普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	前3号に定める事項、第20条（重大事由による保険契約の解除）第1項第4号アからエまでに該当する事実の有無または保険契約者もしくは年金、保険金もしくは給付金の受取人のこの保険契約締結の目的もしくは年金、保険金もしくは給付金の請求の意図に関するこの保険契約の締結時から年金、保険金もしくは給付金の請求時までにおける事実

- ③ 前項に定める事項の確認をするため、次表の各号に掲げる事項についての特別な照会手続きや調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、年金、保険金または給付金の支払期限は、請求日の翌日から起算してそれぞれ次表に定める日数（第1号から第4号までのうち複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とします。

特別な照会手続き・調査	照会手続き・調査の対象となる事項	支払期限
1. 弁護士法その他の法令に基づく照会手続き	前項各号に定める事項	180日
2. 研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	前項第1号から第3号までまたは第5号に定める事項	180日
3. 保険契約者または年金、保険金もしくは給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続きが開始されたことが報道等から明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続きの結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会手続き	前項第1号から第3号までまたは第5号に定める事項	180日
4. 日本国外における調査	前項各号に定める事項	180日

- ④ 年金、保険金または給付金の支払期限を前2項に定める日とする場合には、当会社は、確認が必要な事項の内容および支払期限を年金、保険金または給付金の請求者に通知します。
- ⑤ 第3項に定める支払期限を過ぎててもなお、第三者機関からの回答の遅延その他の当会社の責任によらない理由により、第3項に定める事項の確認が終わらない場合には、当会社は、その確認が終わらなかった理由および確認が必要な事項の内容を年金、保険金または給付金の請求者に通知したうえで、確認を継続します。
- ⑥ 第1項から第3項までにより定まる支払期限の後に年金、保険金または給付金を支払うこととなるときは、当会社は、支払期限の翌日以後遅滞の責任を負い、遅延利息を年金、保険金または給付金とあわせて支払います。
- ⑦ 前項の規定にかかわらず、第2項または第3項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または年金、保険金もしくは給付金の受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、当会社は、これによりその事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金、保険金または給付金を支払いません。

3. 責任開始期

第9条

- ① 当会社は、次の時から保険契約上の責任を負います。
1. 保険契約の申込みを承諾した後に、第1回保険料を受け取った場合
保険契約者を雇用している事業主（以下「事業主」といいます。）が第1回保険料に相当する金額を保険契約者に支払う賃金（財形法に規定する賃金をいいます。以下同じ。）から控除した時

2. 第1回保険料充当金を受け取った後に、保険契約の申込みを承諾した場合
事業主が第1回保険料充当金に相当する金額を保険契約者に支払う賃金から控除した時（被保険者に関する告知の前に控除したときはその告知の時）
- ② 前項による責任開始の日を基準として、事業主と当会社とが協議して定めた日を契約日とします。ただし、当会社が保険契約の申込みを承諾した場合で、前項による責任開始の日から契約日までの間に保険金または給付金の支払事由が生じたときは、当該責任開始の日にさかのぼってこの日を契約日とします。
- ③ 当会社が保険契約の申込みを承諾した場合には、事業主を通じて、保険契約者に対して書面で通知します。
- ④ 当会社は、保険契約の締結時において、保険法第40条および第69条の書面は交付しません。

4. 保険料の払込み

第10条（保険料の払込み）

- ① 保険料は、保険料払込期間中、定期に払い込むことを要します。ただし、租税特別措置法施行令に規定する国外勤務期間中または育児休業等期間中は、保険料の払込みはできません。
- ② 保険料（第1回保険料充当金を含みます。以下本条および次条において同じ。）の払込みは、事業主が、その保険料に相当する金額を保険契約者に支払う賃金から控除し、事業主もしくは事業主がこの保険契約に係る事務の委託を行っている財形法に定める事務代行団体（以下「事務代行団体」といいます。）が保険契約者に代わって、その金額を保険料として払い込むことによって行うものとします。
- ③ 前項の保険料に相当する金額は、事業主もしくは事務代行団体（以下「事業主等」といいます。）と当会社との間で締結されたこの保険契約に係る事務の取扱いに関する協定（以下「事務取扱協定」といいます。）に基づいて当該事業主等から当会社の本社または当会社の指定した場所に払い込まれた時に、保険料として当会社に払い込まれたものとします。
- ④ 第1項の保険料の払込方法は、毎月払、毎賞与時払その他当会社が定める方法とし、保険契約締結の際、保険契約者が指定するものとします。

第11条（財形給付金または財形基金給付金に係る金銭による保険料の払込み）

- ① 保険契約者は、保険料を、前条第2項の賃金からの控除によることなく、財形給付金または財形基金給付金（財形法および同法施行令により、勤労者財産形成給付金契約または勤労者財産形成基金契約に基づき支払われるべき財産形成給付金または財産形成基金給付金をいいます。以下本条において同じ。）に係る金銭によって、払い込むことができます。
- ② 前項の保険料の払込みは、次の各号に定めるところにより行うものとします。
 1. 当会社が財形法施行令に規定する給付金支払機関（以下本条において「給付金支払機関」といいます。）を兼ねている場合には、財形給付金または財形基金給付金に係る金銭を保険料に振り替えることによって行います。ただし、当会社が給付金支払機関を兼ねている場合でも財形法および同法施行令に規定する一括支払機関に指定されていないときは、次号の規定によるものとします。
 2. 当会社が給付金支払機関を兼ねていない場合には、給付金支払機関が財形給付金または財形基金給付金に係る金銭を保険料として払い込むものとします。
- ③ 第1項の財形給付金または財形基金給付金に係る金銭は、次の各号の時に、保険料として当会社に払い込まれたものとします。
 1. 前項第1号本文のときは、当該振替えの時
 2. 前項第1号ただし書および第2号のときは、保険料が当会社の本社または当会社の指定した場所に払い込まれた時
- ④ 第1回保険料または第1回保険料充当金が前3項の規定により払い込まれた場合は、責任開始時は第9条（責任開始期）第1項の規定にかかわらず、前項の各号の時（当該各号の時が被保険者に関する告知の前の場合には、告知の時）とします。

第12条（転職等の場合の従前の財形年金貯蓄契約に係る金銭による保険料の払込み）

保険契約者は、財形法および同法施行令の規定に基づき、当会社の定めるところにより、この保険契約の第10条（保険料の払込み）の保険料に相当する金額が当該保険契約者に支払う賃金から最初に控除される日以前に、当会社以外の財形年金貯蓄取扱機関との間ですでに締結されていた直前の勤労者財産形成年金貯蓄契約に係る金銭によってこの保険契約の第1回保険料に相当する金額の払込みを行うことができます。この場合、この保険契約の責任開始の日は、その払込みによる保険料を当会社が受け取った日とします。

第13条（保険料累計額の制限）

保険契約について払い込まれた保険料の累計額は、財産形成非課税年金貯蓄申告書に記載された最高限度額（保険契約者が最高限度額を変更した場合には、変更後の最高限度額とします。）の範囲内であることを要します。

5. 社員配当金

第14条（社員配当金の割当て）

- ① 当社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金の中から、毎事業年度末に、その事業年度末に有効な保険契約に対して、社員配当金を割り当てます。
- ② 前項によるほか、当社は、契約日から所定年数を経過し、かつ、所定の要件を満たす保険契約に対して、社員配当金を割り当てることがあります。

第15条（社員配当金の支払い）

- ① 前条第1項によって割り当てた社員配当金は、次の方法で支払います。

1. 年金支払開始日以前の支払方法

割当てを行った次の事業年度における契約日の年単位の応当日から当社の定める利率による利息を付して積み立てておき、年金支払開始日前に保険契約が消滅した場合は保険契約者（災害死亡保険金または死亡給付金支払いのときは、その受取人）に支払い、年金支払開始日まで保険契約が継続した場合はその日に年金額の増額にあてます。ただし、割当てを行った次の事業年度における契約日の年単位の応当日が年金支払開始日の場合はその日に年金額の増額にあてます。

2. 年金支払開始日後の支払方法

割当てを行った次の事業年度における年金支払日に、年金額の増額にあてます。この場合、増額された部分を増加年金といい、次に定めるところによります。

(ア)増加年金の型は定額型とします。

(イ)増加年金の年金額は、社員配当金の額によって定めます。

(ウ)増加年金の支払いは次のとおりとします。

年金の種類	支払事由	支払額
10年保証 終身年金	被保険者が、年金支払日に生存しているとき	増加年金の年金額
	被保険者が、第10回年金支払日前に死亡したとき	別表7に定める、第10回年金支払日までに支払うべき増加年金の未払年金の現価
確定年金	被保険者が、年金支払期間中の年金支払日に生存しているとき	増加年金の年金額
	被保険者が、年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき	別表8に定める、増加年金の未払年金の現価

- ② 前項の支払い前に保険契約が消滅した場合には、前条第1項によって割り当てた社員配当金は社員配当準備金に繰り入れます。
- ③ 前条第2項によって割り当てた社員配当金は、当社の定めるところにより支払います。

6. 保険契約の解除、解約等

第16条（告知義務）

この保険契約の締結の際に、保険金の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち当社が書面で告知を求めた事項について、保険契約者は、その書面によって告知することを要します。

第17条（告知義務違反による保険契約の解除）

- ① 保険契約者が、前条の規定により当社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、当社は、将来に向かってこの保険契約を解除することができます。
- ② 当社は、保険金の支払事由が生じた後でも、この保険契約を解除することができます。この場合、当社は保険金を支払いません。また、既に保険金を支払っているときは、当社は、その返還を請求することができます。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、保険金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者または死亡給付金受取人が証明した場合には、保険金を支払います。

第18条（解除の通知）

保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行います。ただし、保険契約者の住所または居所（通信先を含みます。以下同じ。）が不明の場合、その他正当な事由によって保険契約者に通知できない場合には、当社は、死亡給付金受取人に解除の通知をします。

第19条（保険契約を解除できない場合）

- ① 当社は、次のいずれかの場合には、第17条（告知義務違反による保険契約の解除）による保険契約の解除をすることができません。
1. 当社が、この保険契約の締結の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
 2. 保険媒介者が、保険契約者が第16条（告知義務）に定める告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、保険契約者に対し、第16条に定める告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 当社が、この保険契約の締結後、解除の原因となる事実を知り、その事実を知った日から1か月が経過したとき
 5. 責任開始の日から起算して2年以内に保険金の支払事由が生じなかったとき
- ② 前項第2号および第3号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者が、第16条の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

第20条（重大事由による保険契約の解除）

- ① 当社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向かってこの保険契約を解除することができます。
1. 死亡給付金受取人が死亡給付金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 2. 保険契約者または保険金もしくは給付金の受取人が、この保険契約の災害死亡保険金、災害高度障害保険金または高度障害給付金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 3. この保険契約の年金、保険金または給付金の請求に関し、年金、保険金または給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 4. 保険契約者または年金、保険金もしくは給付金の受取人が、次のいずれかに該当する場合
(ア)暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
(イ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
(ウ)反社会的勢力を不当に利用していると認められること
(エ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 5. 当社の保険契約者または年金、保険金もしくは給付金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前4号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- ② 当社は、年金、保険金または給付金の支払事由が生じた後においても、前項の規定によりこの保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による年金、保険金または給付金（前項第4号のみに該当した場合で、同項同号に該当した者が年金、保険金または給付金の受取人のみであり、かつ、その年金、保険金または給付金の受取人が年金、保険金または給付金の一部の受取人であるときは、年金、保険金または給付金のうち、その受取人に支払われるべき年金、保険金または給付金をいいます。以下本項において同じ。）は支払いません。また、すでに年金、保険金または給付金を支払っているときは、当社は、その返還を請求することができます。
- ③ 第18条（解除の通知）の規定は、本条の場合について準用します。

第21条（保険契約の解約）

- ① 保険契約者は、年金支払開始日前に限り、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。ただし、年金の種類が確定年金の場合は、年金支払開始日以後も保険契約を解約することができます。
- ② 保険料が払い込まれないままで、最後に保険料が払い込まれた日から起算して2年を経過した場合には、保険契約は、その2年を経過した日に保険契約者によって解約されたものとみなします。ただし、その2年を経過した日が最後の保険料の払込みを行うべき日以後となる場合は、この限りではありません。
- ③ 前項の規定にかかわらず、次のいずれかの場合には、当社が定めるところによります。
1. 租税特別措置法施行令に規定する海外転勤者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書を出国する日までに提出した海外転勤者の保険契約
 2. 租税特別措置法施行令に規定する育児休業等をする者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書を育児休業等の開始の日までに提出した育児休業等をする者の保険契約
- ④ 第2条（用語の意義）第2号に定める第1回年金額が当社の定める金額に満たない場合は、保険契約は、年金支払開始日の前日において、保険契約者によって解約されたものとみなします。この場合、第15条（社員配当金の支払い）第1項の規定により支払うべき社員配当金は、同条第2項の規定にかかわらず、返戻金とともに保険契約者に支払います。

第22条（不適格事由の発生等による保険契約の解約）

- ① 保険契約者が、最後の保険料の払込みを行うべき日までに、退職、転任その他の理由によって不適格事由（租税特別措置法施行令に規定する不適格事由をいいます。以下本項において同じ。）に該当した場合には、保険契約は、その該当した日から起算して2年を経過した日に保険契約者によって解約されたものとみなします。ただし、不適格事由が生じた日から起算して2年以内に、当会社と事務取扱協定を締結している事業主または当会社と事務取扱協定を締結している事務代行団体に事務の委託を行っている事業主によって支払われる賃金からの控除の方法により保険料が払い込まれた場合には、この限りではありません。
- ② 保険契約者が、最後の保険料の払込みを行うべき日までに、継続適用不適格事由（租税特別措置法施行令に規定する継続適用不適格事由をいいます。）に該当した場合には、保険契約は、その該当した日から起算して1年を経過した日に保険契約者によって解約されたものとみなします。
- ③ 年金の種類が10年保証終身年金の場合で、前2項に定める日が年金支払開始日以後となるときは、前2項の規定にかかわらず、保険契約は年金支払開始日の前日に保険契約者によって解約されたものとみなします。

第23条（債権者等による解約の効力等）

- ① 差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者でこの保険契約を解約することができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が当会社に到着した日の翌日から起算して1か月を経過した日にその効力を生じます。
- ② 前項の規定にかかわらず、死亡給付金受取人（保険契約者の親族に限ります。）が、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、前項の解約の通知が当会社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等に支払うべき金額（以下本条において「一定の金額」といいます。）を債権者等に支払い、かつその旨を当会社に通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
- ③ 第1項の解約の通知が当会社に到着した時から、第1項の解約の効力が生じまたは前項により生じないこととなるまでの間に、この保険契約が消滅したまたは年金支払開始日が到来した場合は、次に定めるところによります。
 1. この保険契約が消滅したとき
当会社は、支払金の限度で一定の金額を債権者等に支払い、残額があるときはその残額を支払金の受取人に支払います。
 2. 年金支払開始日が到来したとき
当会社は、積立金と第15条（社員配当金の支払い）第1項第1号により支払われる社員配当金の合計額の限度で一定の金額を債権者等に支払い、残額があるときはその残額を被保険者に支払います。この場合、この保険契約は消滅します。
- ④ 本条は、第1項の解約の通知が年金支払開始日前に当会社に到着した場合に限り適用します。

第24条（保険契約の解約等に伴う返戻金の支払い）

- ① 当会社は、次の各号の場合には、当該各号の者に返戻金を支払います。
 1. 第17条（告知義務違反による保険契約の解除）または第20条（重大事由による保険契約の解除）の規定による解除の場合
保険契約者（解除の通知を死亡給付金受取人にしたときは、その死亡給付金受取人）
 2. 第21条（保険契約の解約）または第22条（不適格事由の発生等による保険契約の解約）の規定による解約の場合
保険契約者
- ② 前項の規定にかかわらず、第20条第1項第4号の規定によってこの保険契約を解除した場合で、年金、保険金または給付金の一部の受取人に対して同条第2項の規定を適用し年金、保険金または給付金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない年金、保険金または給付金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者（解除の通知を死亡給付金受取人にしたときは、第20条第1項第4号に該当した受取人）に支払います。
- ③ 第1項の返戻金は、この保険契約の払込保険料および経過期間に応じて当会社が計算して得た金額（別表9例示）とします。ただし、年金支払開始日以後に第20条の規定によってこの保険契約を解除した場合は、第5条（年金、保険金、給付金の支払い）に定める被保険者が死亡したときに支払われる未払年金の現価とします。
- ④ 返戻金の請求ならびにその支払いの時期および場所については、第7条（年金、保険金、給付金の請求手続き）および第8条（年金、保険金または給付金の支払いの時期および場所）の年金に関する規定を準用します。ただし、事業主と当会社との間に支払いに関する取りきめがある場合には、その取りきめにより支払いを行うことができます。

第25条（転職等の場合の返戻金に相当する金額の支払い）

- ① 当会社は、財形法および同法施行令ならびに租税特別措置法施行令に規定するところにより、保険契約者が、最後の保険料の払込みを行うべき日までに転職等をした後、当会社と勤労者財産形成年金貯蓄契約に係る事務取扱協定の締結がなく、当会社以外の財形年金貯蓄取扱機関と事務の取扱いに関する協定を締結している新たな事業主または事務代行団体に事務の委託を行っている事業主に雇用された場合で、かつ、保険契約者がその事業主および新たな財形

年金貯蓄取扱機関経由でこの保険契約の返戻金に相当する金額を支払うことを申し出たときは、その新たな財形年金貯蓄取扱機関に直接払い込むことによって、保険契約者に返戻金に相当する金額を支払います。

- ② 前項の場合、当社は、この保険契約に対して積み立てられた社員配当金があるときは、その返戻金に相当する金額とあわせて支払うものとし、また、この保険契約は、その支払日の前日の終了時に消滅するものとします。

第26条（詐欺による取消し）

保険契約者または死亡給付金受取人の詐欺により、この保険契約を締結したときは、当社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

第27条（保険金不法取得目的による無効）

この保険契約の締結の際に、保険契約者に災害死亡保険金もしくは災害高度障害保険金を不法に取得する目的または他人に災害死亡保険金もしくは災害高度障害保険金を不法に取得させる目的があったときは、この保険契約を無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

7. 保険契約の内容の変更その他の取扱い

第28条（保険契約の内容の変更）

- ① 保険契約者は、保険料払込期間中に限り、当社の定めるところにより、次の各号に定める保険契約の内容を変更することができます。
1. 保険料の払込方法
 2. 保険料額
 3. 保険料払込期間
 4. 年金支払開始日
 5. 年金の種類
 6. 年金の型
 7. 確定年金の年金支払期間
- ② 前項の規定による保険契約の内容の変更は、保険契約者がその勤務先に係る勤労者の資格を有している間に限り取り扱うものとします。この場合には、保険契約者は、これらの変更手続きを事業主を通じて行うことを要します。

第29条（死亡給付金受取人）

- ① この保険契約の死亡給付金受取人は、被保険者の配偶者（内縁関係にある者を除きます。）、子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹の順序に従い、先順位にある者とします。
- ② 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、この保険契約の締結の際、死亡給付金受取人を定めることができます。
- ③ 死亡給付金が支払われる場合で、被保険者の死亡が前2項に規定する受取人の故意によるときは、死亡給付金受取人は被保険者の法定相続人とします。その受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、当該部分について同様とします。

第30条（当会社への通知による死亡給付金受取人の変更）

- ① 保険契約者は、災害死亡保険金または死亡給付金の支払事由が発生するまでは、当会社に対する通知により、死亡給付金受取人を変更することができます。
- ② 前項の通知が当会社に到着する前に変更前の死亡給付金受取人に災害死亡保険金または死亡給付金を支払ったときは、その支払い後に変更後の死亡給付金受取人から災害死亡保険金または死亡給付金の請求を受けても、当会社は、これを支払いません。
- ③ 前条第2項の規定によって定められた死亡給付金受取人または本条第1項の規定による変更後の死亡給付金受取人が、災害死亡保険金または死亡給付金の支払事由の発生前に死亡して変更されていないときは、前条第1項の規定を適用します。
- ④ 第1項の規定による変更後の受取人が故意に被保険者を死亡させたときは、前条第3項の規定を準用します。

第31条（遺言による死亡給付金受取人の変更）

- ① 前条の規定によるほか、保険契約者は、災害死亡保険金または死亡給付金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡給付金受取人を変更することができます。
- ② 前項による死亡給付金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が当会社に通知しなければ、これを当会社に対抗することができません。
- ③ 第1項の規定による変更後の受取人が故意に被保険者を死亡させたときは、第29条（死亡給付金受取人）第3項の規定を準用します。

第32条（死亡給付金受取人が2人以上の場合）

- ① 第29条（死亡給付金受取人）の規定によって定められた死亡給付金受取人または第30条（当会社への通知による死亡給付金受取人の変更）もしくは前条の規定による変更後の死亡給付金受取人が2人以上ある場合には、これらの者の受取割合は均等とし、これらの者は代表者1人を定めることを要します。この場合には、その代表者はこの保険契約について他の死亡給付金受取人を代理するものとします。
- ② 前項の代表者が定まらない場合またはその所在が不明の場合には、当会社が前項の死亡給付金受取人の1人に対して行った行為は、他の死亡給付金受取人に対してもその効力を有するものとします。
- ③ 前2項の規定は、第29条（死亡給付金受取人）第1項に規定する同順位の者が2人以上あるときについて準用します。

第33条（年齢の計算）

被保険者の年齢は満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。

第34条（年齢または性別の誤りの処理）

- ① 被保険者の年齢について誤りが発見された場合に、契約日およびその事実が発見された時の実際の年齢が当会社の定める年齢の範囲外であったときは、当会社は、この保険契約を取り消すことができ、この場合、既に払い込まれた保険料（保険料に相当する額を含みます。）は、保険契約者に払い戻し、その他のときは、実際の年齢に基づいて、当会社の定める方法で保険契約の継続に必要な処理を行います。
- ② 被保険者の性別について誤りが発見された場合は、実際の性別に基づいて、当会社の定める方法で保険契約の継続に必要な処理を行います。

第35条（保険契約者の住所の変更）

- ① 保険契約者がその住所または居所を変更した場合には、ただちに当会社に通知してください。
- ② 前項の通知がなく、保険契約者の住所または居所を当会社が確認できなかった場合、当会社が知った最後の住所または居所あてに発した通知は、保険契約者に到着したものとみなします。

第36条（事情の変更）

- ① 当会社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動などこの契約の締結の際予見しえない事情の変更または財形法の改正により特に必要があると認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この普通保険約款の規定または保険料、積立金額等の計算の基礎を将来に向かって変更することがあります。
- ② 前項の規定によりこの普通保険約款の規定または保険料、積立金額等の計算の基礎を変更するときは、変更日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

第37条（時効）

年金、保険金、給付金、返戻金その他の払戻金または社員配当金を請求する権利は、これらを行使することができる時から3年間請求がない場合には消滅します。

8. 前厚型の年金支払特則

第38条

- ① この特則は、第4条（年金の型）に規定する年金の型にかえて、前厚型の年金を支払う場合に適用します。
- ② 保険契約者は、保険料払込期間満了の日の2週間前までに、当会社の定めるところにより、前厚型の年金支払いを請求することができます。ただし、第1回年金額が当会社の定める金額に満たないときは取り扱いません。
- ③ 前厚型の年金の支払額については、次の各号のとおりとします。
 1. 第1回から第5回までの年金額
第1回年金額と同額
 2. 第6回以後の年金額
第1回年金額の50%相当額
- ④ 第2項の規定による前厚型の年金支払いの請求は、保険契約者がその勤務先に係る勤労者の資格を有している間に限り取り扱うものとします。この場合には、保険契約者は、前厚型の年金支払いの手続きを事業主を通じて行うことを要します。

9. 上乗せ年金支払特則

第39条（特則の適用）

- ① この特則は、被保険者または被保険者の配偶者（内縁関係にある者を含みます。以下「配偶者」といいます。）が別表10に定める事由に該当している場合、年金の受取人が年金支払開始日後に次の各号に定める内容の上乗せ年金の支払いを請求したときに適用します。この場合、請求のあった日から1か月を経過した後の最初に到来する年金支払日を上乗せ年金の年金支払開始日とし、この特則を除く普通保険約款が適用される年金（増加年金を含みます。以下「基本保険年金」といいます。）とともに上乗せ年金を支払います。
 1. 上乗せ年金の年金支払期間は、当会社の定める範囲内で年金の受取人が指定した期間とします。ただし、2年以上であることを要します。
 2. 上乗せ年金の種類は確定年金とします。
 3. 上乗せ年金の型は定額型とします。
 4. 上乗せ年金の年金額は、上乗せ年金の年金支払開始日の前日における基本保険年金の積立金のうち、第3項の規定により短縮される年金支払期間（年金が支払われなくなる年金支払期間をいいます。）において支払うべき年金のための積立金に、当会社の定める率を乗じて計算します。
- ② 次のいずれかに該当する場合には、この特則による上乗せ年金の支払いは取り扱いません。
 1. 年金の型が前厚型の場合
 2. 確定年金で年金支払期間が当会社の定める範囲外の場合
 3. すでに上乗せ年金の支払いを取り扱っている場合
- ③ 本条の上乗せ年金の支払いを行った場合には、基本保険年金については次のとおり取り扱います。
 1. 10年保証終身年金の場合
 - (ア) 残存保証期間内の年金支払期間を上乗せ年金の年金支払期間まで短縮します。
 - (イ) 上乗せ年金の年金支払期間経過後の保証期間中は年金を支払いません。
 - (ウ) 保証期間経過後の毎年の年金支払日に被保険者が生存しているときは、年金を継続して支払います。この場合、基本保険年金の支払額は、この特則の適用がなかった場合の支払額と同額とします。
 2. 確定年金の場合
残存年金支払期間を上乗せ年金の年金支払期間まで短縮します。
- ④ 第5条（年金、保険金、給付金の支払い）第1項の規定にかかわらず、本条の上乗せ年金の支払いを取り扱った場合には、被保険者が上乗せ年金の年金支払開始日以後上乗せ年金の年金支払期間中の最後の上乗せ年金の年金支払日前に死亡したときに限り、未払年金の現価を被保険者の法定相続人に支払います。この場合には、未払年金の現価は、最後の上乗せ年金の年金支払日までに支払うべき年金のうちの未払年金の現価とします。
- ⑤ この特則の適用を請求するときは、年金の受取人は、別表6に定める必要書類を提出してください。
- ⑥ この特則を適用した場合には、年金証書に裏書します。

第40条（社員配当金の支払い）

- ① この特則を適用した場合には、第14条（社員配当金の割当て）第1項の規定によって割り当てた社員配当金は、次に定めるほか、第15条（社員配当金の支払い）第1項第2号の規定により支払います。
 1. 上乗せ年金支払期間中の支払い
割当てを行った次の事業年度における年金支払日に、上乗せ年金の年金額の増額にあてます。この場合、増額された部分を増加年金といい、次に定めるところによります。
 - (ア) 増加年金の種類は確定年金とします。
 - (イ) 増加年金の型は定額型とします。
 - (ウ) 増加年金の年金支払期間満了の日は上乗せ年金の年金支払期間満了の日と同一とします。
 2. 10年保証終身年金における上乗せ年金の年金支払期間経過後の支払い
上乗せ年金の年金支払期間経過後の保証期間中に支払われる社員配当金は、割当てを行った次の事業年度における年金支払日から当会社の定める利率による利息を付して積み立てておき、保証期間中に被保険者が死亡したときは被保険者の法定相続人に支払い、保証期間経過後の最初の年金支払日に被保険者が生存しているときはその日に年金額の増額にあてます。
- ② 第15条（社員配当金の支払い）第1項第2号の規定にかかわらず、前条の上乗せ年金の支払いを取り扱った場合には、被保険者が上乗せ年金の年金支払期間中の最後の上乗せ年金の年金支払日前に死亡したときに限り、増加年金の未払年金の現価を被保険者の法定相続人に支払います。この場合には、増加年金の未払年金の現価は、最後の上乗せ年金の年金支払日までに支払うべき増加年金の未払年金の現価とします。

10. 年金の分割支払特則

第41条

- ① この特則は、年金の支払いについて、年1回払にかえて分割支払を取り扱う場合に適用します。

- ② 保険契約者は、保険料払込期間中に限り、当社の定めるところにより、本条の年金の分割支払を請求することができます。ただし、年金額が当社の定める金額に満たないときは、年金の分割支払は取り扱いません。
- ③ 前項の規定により、年金の分割支払を行った場合には、次の各号のとおり取り扱います。
 - 1. 被保険者が死亡したことにより、その死亡日の属する保険年度の年金に未支払分があるときは、その未支払分の現価を被保険者の法定相続人に支払います。
 - 2. 年金の種類が確定年金の場合で、第21条（保険契約の解約）第1項の規定により、保険契約が解約され、その解約の日の属する保険年度の年金に未支払分があるときは、その未支払分の現価を保険契約者に支払います。
- ④ 第2項の規定による年金の分割支払の請求は、保険契約者がその勤務先に係る勤労者の資格を有している間に限り取り扱うものとします。この場合には、保険契約者は、年金の分割支払の手続きを事業主を通じて行うことを要します。

11. 満55歳で退職する場合の保険料払込期間等の変更特則

第42条

- ① この特則は、保険契約者が保険料払込期間中に満55歳で退職するため、その後の保険料の払込みができない場合に適用します。この場合には、保険契約者は事業主を通じ当社にこの特則の適用を申し出ていただく必要があります。この申出があった保険契約については、次項以下の取扱いを行います。
- ② 前項の保険料の払込みができない場合に該当することとなる日の直後の契約日の月単位の応当日（以下「変更日」といいます。）に、次の変更が行われたものとして取り扱います。
 - 1. 保険料払込期間満了の日は、変更日の前日とします。
 - 2. 年金支払開始日は、第2条（用語の意義）第3号にかかわらず、変更日の翌日から起算して5年を経過する日とします。
 - 3. 第1回年金額は、前号に規定する年金支払開始日の前日の積立金額によって定まる額とします。
- ③ 変更日が契約日の年単位の応当日と異なるときには、次のとおり取り扱います。
 - 1. 変更日の直前の契約日の年単位の応当日から変更日の前日までの経過期間に応じて、当社の定めるところにより計算した社員配当金については、第14条（社員配当金の割当て）第1項の規定を適用して割り当てます。
 - 2. 前号の規定によって割り当てた社員配当金については、第15条（社員配当金の支払い）第1項の規定を準用して支払います。この場合、「契約日の年単位の応当日」とあるのを「変更日」に読み替えます。
 - 3. 第14条（社員配当金の割当て）第1項の規定により変更日後に割り当てた社員配当金については、第15条（社員配当金の支払い）第1項の規定を準用して支払います。この場合、「契約日の年単位の応当日」とあるのを「変更日の年単位の応当日」に読み替えます。

別表1 第1回年金額

年金支払開始日の前日における積立金額に下表の率を乗じて得た金額
10年保証終身年金の場合

年金支払 開始年齢	積立金額に乗ずる率					
	男性			女性		
	逓増型	定額型	前厚型	逓増型	定額型	前厚型
60歳	0.0308	0.0484	0.0779	0.0269	0.0437	0.0717
61歳	0.0323	0.0501	0.0801	0.0281	0.0452	0.0737
62歳	0.0339	0.0519	0.0824	0.0295	0.0467	0.0758
63歳	0.0356	0.0537	0.0847	0.0310	0.0484	0.0780
64歳	0.0373	0.0557	0.0871	0.0325	0.0502	0.0802
65歳	0.0392	0.0578	0.0896	0.0342	0.0520	0.0826
66歳	0.0412	0.0599	0.0922	0.0359	0.0540	0.0850
67歳	0.0433	0.0622	0.0948	0.0378	0.0561	0.0876
68歳	0.0455	0.0645	0.0975	0.0398	0.0582	0.0902
69歳	0.0478	0.0668	0.1002	0.0419	0.0605	0.0929
70歳	0.0501	0.0693	0.1029	0.0441	0.0629	0.0957
71歳	0.0525	0.0718	0.1057	0.0464	0.0653	0.0985
72歳	0.0550	0.0743	0.1084	0.0488	0.0679	0.1013
73歳	0.0575	0.0768	0.1110	0.0514	0.0705	0.1042
74歳	0.0601	0.0794	0.1136	0.0540	0.0731	0.1071
75歳	0.0626	0.0818	0.1161	0.0566	0.0758	0.1099

確定年金の場合

年金支払期間	積立金額に乗ずる率	
	定額型	前厚型
6年	0.1671	—
10年	0.1012	0.1344
15年	0.0683	0.1019

別表2 10年保証終身年金の、第10回までの年金のうちの未払年金の現価

被保険者の死亡日に応じて、第1回年金額に下表の率を乗じて得た金額を、被保険者の死亡日からその直後の年金支払日の前日までの期間について年0.5%の率によって割り引いて計算した金額とします。ただし、第39条（特則の適用）の規定により上乗せ年金支払特則を適用した場合には、別に定める計算によります。

被保険者の死亡日	第1回年金額に乗ずる率		
	逓増型	定額型	前厚型
第1回の年金支払日以後、第2回の年金支払日前	11.124	8.911	6.461
第2回の年金支払日以後、第3回の年金支払日前	10.114	7.941	5.478
第3回の年金支払日以後、第4回の年金支払日前	9.048	6.965	4.490
第4回の年金支払日以後、第5回の年金支払日前	7.926	5.985	3.498
第5回の年金支払日以後、第6回の年金支払日前	6.748	5.000	2.500
第6回の年金支払日以後、第7回の年金支払日前	5.512	4.010	2.005
第7回の年金支払日以後、第8回の年金支払日前	4.220	3.015	1.507
第8回の年金支払日以後、第9回の年金支払日前	2.871	2.015	1.007
第9回の年金支払日以後、第10回の年金支払日前	1.465	1.010	0.505

別表3 確定年金の、年金のうちの未払年金の現価

被保険者の死亡日に応じて、第1回年金額に下表の率を乗じて得た金額を、被保険者の死亡日からその直後の年金支払日の前日までの期間について年0.5%の率によって割り引いて計算した金額とします。ただし、第39条（特則の適用）の規定により上乗せ年金支払特則を適用した場合には、別に定める計算によります。

被保険者の死亡日	第1回年金額に乗ずる率				
	6年	年金支払期間			
		10年		15年	
		定額型	前厚型	定額型	前厚型
第1回の年金支払日以後、第2回の年金支払日前	5.000	8.911	6.461	13.692	8.851
第2回の年金支払日以後、第3回の年金支払日前	4.010	7.941	5.478	12.745	7.880
第3回の年金支払日以後、第4回の年金支払日前	3.015	6.965	4.490	11.794	6.904
第4回の年金支払日以後、第5回の年金支払日前	2.015	5.985	3.498	10.838	5.924
第5回の年金支払日以後、第6回の年金支払日前	1.010	5.000	2.500	9.877	4.938
第6回の年金支払日以後、第7回の年金支払日前	—	4.010	2.005	8.911	4.456
第7回の年金支払日以後、第8回の年金支払日前	—	3.015	1.507	7.941	3.970
第8回の年金支払日以後、第9回の年金支払日前	—	2.015	1.007	6.965	3.483
第9回の年金支払日以後、第10回の年金支払日前	—	1.010	0.505	5.985	2.993
第10回の年金支払日以後、第11回の年金支払日前	—	—	—	5.000	2.500
第11回の年金支払日以後、第12回の年金支払日前	—	—	—	4.010	2.005
第12回の年金支払日以後、第13回の年金支払日前	—	—	—	3.015	1.507
第13回の年金支払日以後、第14回の年金支払日前	—	—	—	2.015	1.007
第14回の年金支払日以後、第15回の年金支払日前	—	—	—	1.010	0.505

別表4 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群〔SARS〕 (ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。)	U04

(注) 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りません。）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項、第3項、第7項第3号または第8項の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

別表5 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (5) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (8) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備考

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

別表6 必要書類

年金、保険金、給付金の請求に必要な書類は次のとおりです。

項目	必要書類
第1回の年金の請求	1. 当会社所定の請求書 2. 被保険者の戸籍抄本 3. 被保険者の印鑑証明書
第2回以後の年金の請求	1. 当会社所定の請求書 2. 被保険者の戸籍抄本 3. 被保険者の印鑑証明書 4. 年金証書
災害死亡保険金の請求	1. 当会社所定の請求書 2. 当会社所定の様式による医師の死亡診断書または死体検案書 3. 偶発的な外来の事故であることを証する書類 4. 被保険者の住民票（ただし、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） 5. 災害死亡保険金の受取人の戸籍抄本 6. 災害死亡保険金の受取人の印鑑証明書
災害高度障害保険金の請求	1. 当会社所定の請求書 2. 当会社所定の様式による医師の診断書 3. 偶発的な外来の事故であることを証する書類 4. 被保険者の戸籍抄本 5. 被保険者の印鑑証明書
死亡給付金の請求	1. 当会社所定の請求書 2. 当会社所定の様式による医師の死亡診断書または死体検案書 3. 被保険者の住民票（ただし、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） 4. 死亡給付金受取人の戸籍抄本 5. 死亡給付金受取人の印鑑証明書
高度障害給付金の請求	1. 当会社所定の請求書 2. 当会社所定の様式による医師の診断書 3. 被保険者の戸籍抄本 4. 被保険者の印鑑証明書
年金支払開始日以後の被保険者死亡の場合の未払年金現価の請求	1. 当会社所定の請求書 2. 当会社所定の様式による医師の死亡診断書または死体検案書 3. 被保険者の法定相続人の戸籍抄本 4. 被保険者の法定相続人の印鑑証明書 5. 年金証書
上乗せ年金支払特則を適用する場合の請求	1. 当会社所定の請求書 2. 被保険者または配偶者の当会社所定の様式による医師の診断書 3. 配偶者の戸籍抄本 4. 被保険者の印鑑証明書 5. 年金証書

(注) 当会社は上記の書類以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

別表7 10年保証終身年金の、第10回年金支払日までに支払うべき増加年金の未払年金の現価

被保険者の死亡日に応じて、増加年金の年金額に下表の率を乗じて得た金額を、被保険者の死亡日からその直後の年金支払日の前日までの期間について年0.5%の率によって割り引いて計算した金額とします。ただし、第39条（特則の適用）の規定により上乗せ年金支払特則を適用した場合には、別に定める計算によります。

被保険者の死亡日	増加年金の年金額に乗ずる率
第2回の年金支払日以後、第3回の年金支払日前	7.941
第3回の年金支払日以後、第4回の年金支払日前	6.965
第4回の年金支払日以後、第5回の年金支払日前	5.985
第5回の年金支払日以後、第6回の年金支払日前	5.000
第6回の年金支払日以後、第7回の年金支払日前	4.010
第7回の年金支払日以後、第8回の年金支払日前	3.015
第8回の年金支払日以後、第9回の年金支払日前	2.015
第9回の年金支払日以後、第10回の年金支払日前	1.010

別表8 確定年金の、年金支払期間中に支払うべき増加年金の未払年金の現価

被保険者の死亡日に応じて、増加年金の年金額に下表の率を乗じて得た金額を、被保険者の死亡日からその直後の年金支払日の前日までの期間について年0.5%の率によって割り引いて計算した金額とします。ただし、第39条（特則の適用）の規定により上乗せ年金支払特則を適用した場合には、別に定める計算によります。

被保険者の死亡日	増加年金の年金額に乗ずる率		
	年金支払期間		
	6年	10年	15年
第2回の年金支払日以後、第3回の年金支払日前	4.010	7.941	12.745
第3回の年金支払日以後、第4回の年金支払日前	3.015	6.965	11.794
第4回の年金支払日以後、第5回の年金支払日前	2.015	5.985	10.838
第5回の年金支払日以後、第6回の年金支払日前	1.010	5.000	9.877
第6回の年金支払日以後、第7回の年金支払日前	—	4.010	8.911
第7回の年金支払日以後、第8回の年金支払日前	—	3.015	7.941
第8回の年金支払日以後、第9回の年金支払日前	—	2.015	6.965
第9回の年金支払日以後、第10回の年金支払日前	—	1.010	5.985
第10回の年金支払日以後、第11回の年金支払日前	—	—	5.000
第11回の年金支払日以後、第12回の年金支払日前	—	—	4.010
第12回の年金支払日以後、第13回の年金支払日前	—	—	3.015
第13回の年金支払日以後、第14回の年金支払日前	—	—	2.015
第14回の年金支払日以後、第15回の年金支払日前	—	—	1.010

別表9 返戻金額例示表

(年金支払開始日前の場合)

保険料を毎月1,000円ずつ払い込んだ場合

保険料 払込年数	保険料払込期間中	保険料払込期間経過後		
		保険料払込期間経過後の年数		
		1年	3年	5年
年	円	円	円	円
1	11,940	—	—	—
2	23,940	—	—	—
3	35,930	—	—	—
4	47,940	—	—	—
5	59,970	60,040	60,260	60,480
7	84,090	84,210	84,510	84,820
10	120,440	120,630	121,060	121,500
15	181,470	181,770	182,430	183,100
20	243,060	243,480	244,370	245,270
25	305,240	305,770	306,910	308,050
30	368,020	—	—	—

(年金支払開始日以後の場合(確定年金に限る。))

(第1回年金額1万円について)

解約日	年金支払期間				
	6年	10年		15年	
		定額型	前厚型	定額型	前厚型
	円	円	円	円	円
第1回の年金支払日	49,750	88,670	64,280	136,240	88,070
第2回の年金支払日	39,900	79,010	54,510	126,820	78,410
第3回の年金支払日	30,000	69,310	44,680	117,350	68,700
第4回の年金支払日	20,050	59,550	34,800	107,840	58,940
第5回の年金支払日	10,050	49,750	24,880	98,280	49,140
第6回の年金支払日	—	39,900	19,950	88,670	44,300
第7回の年金支払日	—	30,000	15,000	79,010	39,510
第8回の年金支払日	—	20,050	10,020	69,310	34,650
第9回の年金支払日	—	10,050	5,020	59,550	29,780
第10回の年金支払日	—	—	—	49,750	24,880
第11回の年金支払日	—	—	—	39,900	19,950
第12回の年金支払日	—	—	—	30,000	15,000
第13回の年金支払日	—	—	—	20,050	10,020
第14回の年金支払日	—	—	—	10,050	5,020

(注) 第39条(特則の適用)の規定により上乗せ年金支払特則を適用した場合には、別に定める計算によります。

別表10 上乗せ年金支払特則の適用対象となる事由

対象となる事由とは、次の各号のいずれかに該当した場合をいいます。

1. 傷害または疾病により、責任開始時以後に次のいずれかの身体障害の状態に該当した場合
 - (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの
 - (2) 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの
 - (3) 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの
 - (4) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
 - (5) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの
 - (6) 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの
 - (7) 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの
 - (8) 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの
 - (9) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの
 - (10) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの
 - (11) 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの
 - (12) 10足指の用を全く永久に失ったもの
 - (13) 1足の5足指を失ったもの
2. 上乗せ年金支払特則の適用を請求するときにおいて、医師の診断により6か月以上の療養が必要と証明された場合

備考

1. 眼の障害（視力障害）
 - (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
 - (3) 「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、視力が0.06以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
 - (4) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
2. 言語またはそしゃくの障害
 - (1) 「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意思の疎通が困難となり、その回復の見込みのない場合をいいます。
 - (2) 「そしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込みのない場合をいいます。
3. 耳の障害（聴力障害）
 - (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオメータで行います。
 - (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ a・b・c デシベルとしたとき、
$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$
の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。
4. 日常生活動作が著しく制限されるもの
「日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態をいいます。
5. 上・下肢の障害
 - (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込みのない場合をいいます。
 - (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合、または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
6. 脊柱の障害
 - (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の上着を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
 - (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
7. 手指の障害
 - (1) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失

ったものをいいます。

- (2) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。

8. 足指の障害

- (1) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
- (2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指（母指）は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）が強直し、その回復の見込みのない場合をいいます。

備考 財形年金積立保険の税制上の取扱いについて（平成29年6月現在）

この保険は、勤労者財産形成年金貯蓄契約として、次に定めるところにより、税制上の優遇措置を受けることができます。

1. この保険の年金の額から当該年金の額に所得税法施行令第183条第1項第2号に規定する割合を乗じて計算した金額を差し引いて得た金額（これを「差益」といいます。）に関する所得税は非課税となります。
2. 上記1の優遇措置を受けるためには、租税特別措置法第4条の3に規定する手続きをとることを要します。
3. 以下の場合には、租税特別措置法および同法施行令の規定により、上記1の優遇措置を受けることができなくなります。ただし、同法施行令に規定する災害等の事由を原因とし、その事由が生じた日から同日以後1年を経過する日までの間に、同法施行令に規定する手続きを行った上、返戻金の支払いを受けた場合には、この限りではありません。
 - (1) この保険契約が解約されたとき（普通保険約款第21条）
 - (2) 退職・転任その他の理由により、不資格事由または継続適用不資格事由に該当することとなった場合で、所定の手続きがなされなかったとき（普通保険約款第22条）
 - (3) 保険料の払込みが2年間中断された場合（普通保険約款第21条）
4. この保険の払込保険料は、生命保険料控除の対象にはなりません。

あなたの未来を強くする



ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

スミセイコールセンター

受付時間：月～金曜日 午前9時～午後6時
(土日・祝日・年末年始、臨時休業日を除く)

 **0120-307506**